

新潟県地域防災計画

(津波災害対策編)

令和5年3月修正

新潟県防災会議

新潟県地域防災計画 津波災害対策編

目 次

第1章	総則	1
第1節	計画作成の趣旨等	1
第2節	県民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	2
第3節	津波防災地域づくりの推進に関する対応方針	7
第4節	津波浸水想定	9
第5節	新潟県の地形特性に応じた対策の方向性	15
第6節	複合災害時の対策	21
第7節	地震被害の想定	21
第8節	緊急地震速報と地震情報	21
第2章	災害予防	22
第1節	防災教育計画	22
第2節	防災訓練計画	27
第3節	自主防災組織育成計画	27
第4節	防災都市計画	29
第5節	集落孤立対策計画	32
第6節	建築物等災害予防計画	32
第7節	道路・橋梁・トンネル等の地震・津波対策	33
第8節	港湾・漁港施設の地震・津波対策	33
第9節	空港の地震・津波対策	37
第10節	鉄道事業者の地震・津波対策	37
第11節	治山・砂防施設の地震・津波対策	37
第12節	河川・海岸施設の地震・津波対策	37
第13節	農地・農業用施設等の地震・津波対策	38
第14節	防災通信施設の整備と地震・津波対策	38
第15節	放送事業者の地震・津波対策	39
第16節	電気通信事業者の地震・津波対策	39
第17節	電力供給事業者の地震・津波対策	39
第18節	ガス事業者等の地震・津波対策	39

第19節	上水道の地震・津波対策	40
第20節	下水道等の地震・津波対策	40
第21節	工業用水道事業者の地震・津波対策	40
第22節	危険物等施設の地震・津波対策	40
第23節	火災予防計画	41
第24節	水防管理団体の体制整備	41
第25節	廃棄物処理体制の整備	41
第26節	救急・救助体制の整備	41
第27節	医療救護体制の整備	41
第28節	避難体制の整備	42
第29節	要配慮者の安全確保計画	50
第30節	食料・生活必需品等の確保計画	50
第31節	学校の地震・津波防災対策	50
第32節	文化財の地震・津波防災対策	51
第33節	ボランティア受入れ体制の整備	51
第34節	災害救助基金の積立及び運用計画	51
第35節	事業者の事業継続	51
第36節	行政機能の保全	52

第3章 災害応急対策.....56

第1節	防災関係機関の活動体制	56
第2節	県及び防災関係機関の配備体制	61
第3節	防災関係機関の相互協力体制	62
第4節	災害時の通信確保	62
第5節	被災状況等収集伝達計画	62
第6節	広報計画	63
第7節	津波避難計画	63
第8節	避難所運営計画	74
第9節	避難所外避難者の支援計画	74
第10節	自衛隊の災害派遣計画	74
第11節	輸送計画	74
第12節	警備・保安及び交通規制計画	75
第13節	海上における災害応急対策	75
第14節	災害時の空港運用及び航空管制	75
第15節	消火活動計画	75
第16節	救急・救助活動計画	75
第17節	水防活動計画	76
第18節	医療救護活動計画	76

第19節	防疫及び保健衛生計画.....	76
第20節	こころのケア対策計画.....	76
第21節	児童生徒等に対するこころのケア対策計画.....	76
第22節	廃棄物の処理計画.....	77
第23節	トイレ対策計画.....	77
第24節	入浴対策計画.....	77
第25節	食料・生活必需品等供給計画.....	77
第26節	要配慮者の応急対策.....	77
第27節	建物の応急危険度判定計画.....	78
第28節	宅地等の応急危険度判定計画.....	78
第29節	学校における応急対策.....	78
第30節	文化財応急対策.....	78
第31節	障害物の処理計画.....	78
第32節	遺体等の捜索・処理・埋葬計画.....	78
第33節	愛玩動物の保護対策.....	79
第34節	災害時の放送.....	79
第35節	公衆通信の確保.....	79
第36節	電力供給応急対策.....	79
第37節	ガスの安全、供給対策.....	79
第38節	給水・上水道施設応急対策.....	80
第39節	下水道等施設応急対策.....	80
第40節	工業用水道施設応急対策.....	80
第41節	危険物等施設応急対策.....	80
第42節	道路・橋梁・トンネル等の応急対策.....	80
第43節	港湾・漁港施設の応急対策.....	81
第44節	空港の応急対策.....	81
第45節	鉄道事業者の応急対策.....	81
第46節	治山・砂防施設等の応急対策.....	81
第47節	河川・海岸施設の応急対策.....	81
第48節	農地・農業用施設等の応急対策.....	81
第49節	農林水産業応急対策.....	82
第50節	商工業応急対策.....	82
第51節	応急住宅対策.....	82
第52節	ボランティアの受入れ計画.....	83
第53節	義援金の受入れ・配分計画.....	83
第54節	義援物資対策.....	83
第55節	災害救助法による救助.....	83

第4章 災害復旧・復興計画.....84

第1節	民生安定化対策	84
第2節	融資・貸付その他資金等による支援計画.....	84
第3節	公共施設等災害復旧対策	84
第4節	災害復興対策	84

作成 平成 26 年 3 月 25 日

修正 平成 28 年 3 月 22 日

修正 平成 30 年 3 月 22 日

修正 平成 31 年 3 月 22 日

修正 令和 2 年 10 月 27 日

修正 令和 3 年 3 月 24 日

修正 令和 3 年 6 月 28 日

修正 令和 4 年 3 月 30 日

修正 令和 5 年 3 月 31 日

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨等

1 計画の目的

「新潟県地域防災計画 津波災害対策編」(以下「本編」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき新潟県防災会議(以下「県防災会議」という。)が策定する新潟県地域防災計画の津波災害対策編として定めるものである。

本編は、新潟県における津波災害対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するもので、新潟県(以下単に「県」という。)、新潟県内の市町村(以下単に「市町村」という。)、指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関がその有する機能を有効に発揮して、県の地域(石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)に基づく石油コンビナート等特別防災区域を除く。)における津波災害に対する災害予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある津波災害から県土及び県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

また、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)に基づく対応方針については、第3節において記載するものとするが、同法及び津波対策の推進に関する法律(平成23年6月24日法律第77号)の趣旨に沿って、必要な津波対策を検討する。

2 計画の性格及び構成

「新潟県地域防災計画」は、防災関係機関が処置しなければならない県の地域にかかる防災に関する事務又は業務について、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、本編のほか、「震災対策編」、「風水害対策編」、「土砂災害対策編」、「原子力災害対策編」、「個別災害対策編」及び「資料編」で構成する。

本編は、津波災害に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡及び調整を図る上での基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めるものとする。

3 関連計画との整合

新潟県地域防災計画の策定、運営に当たっては防災基本計画に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画と緊密な連携を図っていくものとする。

また、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)、水防法(昭和24年法律第193号)及び同法に基づく「新潟県水防計画」並びに石油コンビナート等災害防止法及び同法に基づく「新潟県石油コンビナート等防災計画」と十分な調整を図るものとする。

4 計画の修正

この計画は、各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るが、法第 40 条の規定に基づき毎年検討を加えるとともに進捗状況、実効性等の確認を行い、必要があると認めるときは、これを修正する。

したがって、各防災関係機関は、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画の修正案を防災会議に提出する。

5 共通用語

本編における次に掲げる用語については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 1 章第 1 節の『6 の共通用語等』」を準用する。

- (1) 自主防災組織
- (2) 要配慮者
- (3) 避難行動要支援者 v
- (4) 地区防災計画
- (5) 避難場所
- (6) 指定緊急避難場所
- (7) 避難所
- (8) 指定避難所
- (9) 罹災証明書
- (10) 被災者台帳

6 構成

本編は、以下の各章で構成する。

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 災害予防
- 第 3 章 災害応急対策
- 第 4 章 災害復旧・復興計画

第 2 節 県民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 基本理念

- (1) 住民・地域・行政（防災関係機関）による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築

本県の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ

て災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施に当たって住民、地域、行政（防災関係機関）は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、県、市町村を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、住民、地域、行政（防災関係機関）等が一体となって最善の対策をとる。

本計画においては、自然災害に対する施設能力や行政主導の避難対策には限界があることを理解した上で、住民、地域、行政（防災関係機関）の各主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互協力により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

たとえ、最大クラスの津波が発生しても、「ハード（施設・設備等）・ソフト（情報・知識、意識・行動等）の総合力」で危機的・壊滅的な状況に陥らせない「災害に強い新潟県」を実現していく。

ア 住民等に求められる役割

- (ア) 津波による人的被害を軽減する方策は住民等の避難行動が基本となることから、強い揺れや弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、自らの判断で、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始する。
- (イ) 自ら避難することが地域住民の避難に繋がるとともに、ともに声を掛け合いながら迅速に避難するなど避難の呼びかけ並びに率先避難に努めなければならない。
- (ウ) 住民及び事業者は、災害又はこれにつながるような事象への関心を高め、住民等が主体となって「自らの命は自らが守る」という意識を持ち行動するよう努める。
- (エ) 住民及び事業者は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。
- (オ) 市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

イ 地域に求められる役割

- (ア) 自ら避難することが地域住民の避難に繋がるとともに、ともに声を掛け合いながら迅速に避難するなど、地域が一体となって、避難の呼びかけ並びに率先避難を行う。
- (イ) 津波浸水想定区域内にある消防団は、気象庁から大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）の情報を入手するまでは原則として避難を優先し、また、津波が想定される場合の消防団員の活動上の安全を確保するため、水門等の閉鎖活動の最小化に努める。
- (ウ) 住民及び事業者は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならず、地域において「自らの地域は自らで守る」意識を共有するよう努める。

- (エ) 住民は、その居住地における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。
- (オ) 事業者は、その立地地域において、住民の行う防災活動への協力を努める。
- ウ 県、市町村及び防災関係機関に求められる役割
- (ア) 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の住民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。
- a 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備
 - b 業務継続計画の策定など危機管理体制の整備、また庁舎・設備・施設・装備等の整備
 - c 職員の教育・研修・訓練による習熟
 - d 国の研修機関等及び県及び市町村の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により人材育成を体系的に図る仕組みを構築
 - e 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの平常時からの構築
 - f 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての、公共用地・国有財産の有効活用
- (イ) 県、市町村及び防災関係機関は、平時から、住民等が主体的かつ適切に避難をはじめとする行動がとれるように支援の強化・充実を図る。
- (ウ) 県、市町村及び防災関係機関は、住民及び事業者が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。
- (エ) 県、市町村及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、県、市町村は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。
- (オ) 県、市町村及び防災関係機関は、相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図る。
- (カ) 県、市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。
- (キ) 県及び市町村は、住民及び事業者による自らの安全を確保するための取組の推進について、啓発と環境整備に努める。
- (ク) 県及び市町村は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。
- (ケ) 市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。

(コ) 内閣府は、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」等の取組を通じて、地方公共団体等のニーズと民間企業等が持つ先進技術とのマッチング支援等を行うことにより、地方公共団体等の災害対応における先進技術の導入を促進する。

エ 支援と協力による補完体制の整備

県、市町村及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援や、NPO、ボランティア、事業者・団体等の協力を得ながら十分に対応できるように、事前の体制整備に努めるとともに、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に努める。

(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画及び性的少数者の視点に立った対策

ア 各業務の計画及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。本計画では、第2章及び第3章の関係節において具体的な対応策を示す。

イ 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画及び性的少数者の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。

(3) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(4) 複合災害の配慮

積雪期の地震発生などの複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）について、各業務においてあらかじめ配慮する。本計画では、第2章及び第3章の関係節において具体的な対応策を示す。

(5) 計画の実効性の確保

県、市町村及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、連携して以下のとおり取り組む。

ア 過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

イ 関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うよう努める。

ウ 研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、計画内容への習熟を図る。

(6) 県全体の防災力の計画的な向上

県は、市町村及び防災関係機関と協議し、特に災害時の人的被害軽減対策についての具体的な達成目標を設定するとともに、住民・事業者にも広く参画を求めて、県全体の総合的な防災力向上を県民運動として推進する。

2 防災関係機関及び県民の責務

県、市町村並びに県の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係

機関」という。)は、所管事項について、概ね次の事務又は業務を行うものとし、相互に協力するよう努めなければならない。

(1) 県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、以下の対策を講じる。

ア 政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、事業者・団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

イ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

ウ 災害時対応における女性の視点についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市町村へ情報提供するなど周知啓発を図る。また、女性センター・男女共同参画センター等（以下「男女共同参画センター」という。）が、災害対応力を強化する女性の視点に関する学びの機会の提供等の周知啓発活動ができるよう、男女共同参画担当部局は、支援に努める。

エ 市町村の防災活動を支援し、かつその調整を行う。

オ 平常時から自主防災組織やNPO、ボランティア団体等の活動支援やリーダーの育成を図る。

カ この計画の実効性を高め、災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。

(2) 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、津波災害から当該市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

また、消防職及び団員、水防団員など災害対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、待避ルールの確立と津波災害時の消防団活動等を明確化させ、津波到達時間内での災害対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、津波災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、県、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 住民・事業者

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、強い揺れや弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、自らの判断で、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に、声を掛け合いながら率先して避難するとともに、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

住民・事業者は、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市町村、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

3 各機関の事務又は業務の大綱

各機関の事務又は業務の大綱については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第1章第2節」の『各機関の事務又は業務の大綱』を、準用する。

第3節 津波防災地域づくりの推進に関する対応方針

1 基本方針

本節は、津波防災地域づくりに関する法律、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下、「基本指針」という。）等を踏まえた対応方針について記載する。

- (1) 津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。
- (2) 津波の想定に当たっては、地震調査研究推進本部が行っている地震活動の長期評価、地震動及び津波の評価を踏まえ、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去にさかのぼって津波の発生等をより正確に調査するものとする。
- (3) 自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意しながら、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。
- (4) 津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。
 - ア 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
 - イ 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
- (5) 最大クラスの津波に対しては、県民等の生命を守ることを最優先として、県民等の避難を軸に、そのための県民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地の嵩上げ、避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等

ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

- (6) 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、県民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

2 基礎調査の実施

県は、津波対策の基礎となる、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定（以下、この節において「津波浸水想定」という。）の設定等のため、海域・陸域の地形、土地利用の状況等の調査（以下、この節において「基礎調査」という。）を国や市町村と連携・協力して計画的に実施するものとする。なお、県は、基礎調査の実施にあたり、広域的な見地から必要なものとして国が実施する調査（航空レーザ測量等）の成果をできる限り活用するものとする。

3 津波浸水想定の設定

- (1) 県は、基本指針に基づき国が都道府県に示した断層モデル等を踏まえ津波浸水想定を設定し、公表するものとする。
- (2) 津波浸水想定は、基礎調査の結果を踏まえ、最大クラスの津波を想定して設定するものとする。また、海岸保全施設等の整備を進めるための基準となる発生頻度の高い一定程度の津波についても、国の動向を踏まえて浸水シミュレーションを検討する。
- (3) 津波浸水想定公表にあたっては、県の広報、印刷物の配布、インターネット等により十分な周知が図られるよう努めるものとする。

4 津波災害警戒区域等の指定

県は、津波浸水想定を踏まえ、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域については、津波災害警戒区域の指定について検討を行うとともに、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、県及び市町村は必要な措置を講ずるものとする。

5 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成等

- (1) 市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下この節において「推進計画」という。）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。
- (2) 市町村は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用す

る社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

- (3) 市町村は、市町村地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。
- (4) 津波災害警戒区域をその区域に含む市町村は、市町村地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
- (5) 市町村は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。
- (6) 市町村は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。
- (7) 県及び市町村は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。
- (8) 市町村は、津波災害警戒区域内では、市町村地域防災計画に要配慮者が利用する施設の所在地を定めること等から、当該情報も活用して救助・救急活動に努める。

第4節 津波浸水想定

1 県独自の津波浸水想定

県では、東日本大震災を踏まえ、学識者、国、県、市町村等による津波対策検討委員会を平成23年5月に設置し、津波を発生させる地震の断層モデル（以下「断層モデル」という。）、津波の規模、浸水範囲等について、技術的見地から検討を行い、津波浸水想定図の見直しを行った。

なお、津波浸水想定図等は、別に定める。

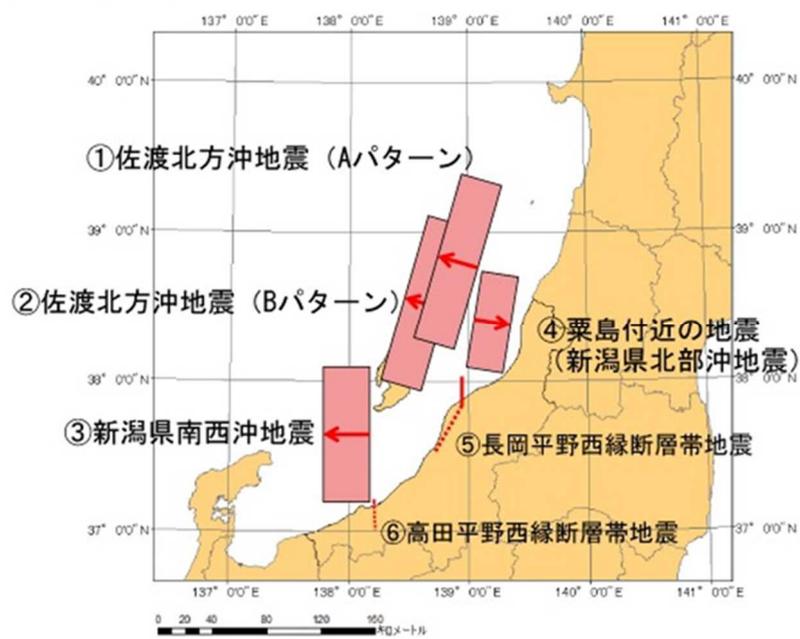
(1) 断層モデル（想定地震）

想定地震として、震源域が海域にある地震だけでなく、震源域の一部が海域にかかる地震のほか、複数の領域による連動発生地震についても検討を行い、次の6地震を想定地震とする。

- | | |
|-----------------------|---------|
| ①佐渡北方沖地震(Aパターン) | Mw 7.80 |
| ②佐渡北方沖地震(Bパターン) | Mw 7.80 |
| ③新潟県南西沖地震 | Mw 7.75 |
| ④新潟県北部沖地震（粟島付近の地震） | Mw 7.56 |
| ⑤長岡平野西縁断層帯地震（弥彦一角田断層） | Mw 7.63 |

⑥高田平野西縁断層帯地震

Mw 7.10

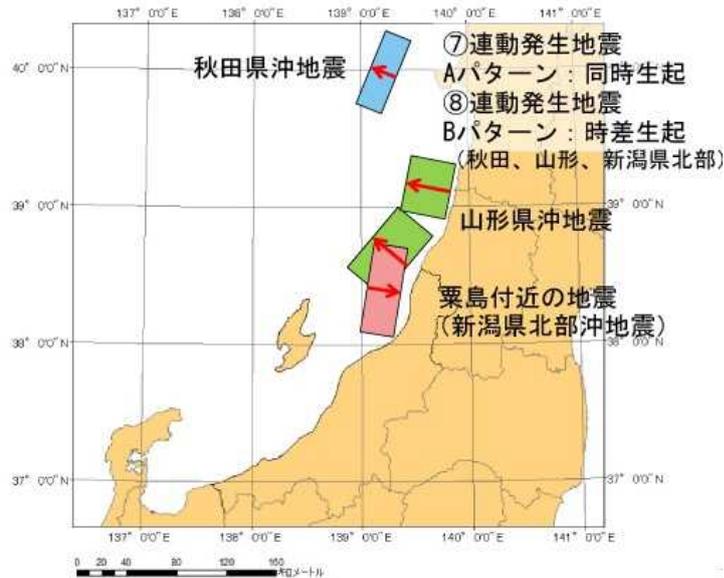


(2) 断層モデル (参考地震)

連動発生地震については、その発生に関して科学的根拠は乏しいものの、津波対策を検討する上で看過できないことから、予測の不確実性を考慮し、連動地震そのものは参考扱いとするが、津波対策を検討する上では3連動地震も含めて検討を行うものである。

⑦連動発生地震 (同時) (秋田、山形、新潟県北部沖) Mw 8.09

⑧連動発生地震 (時間差) (秋田、山形、新潟県北部沖)



(3) 断層モデルの諸元

想定地震及び参考地震の諸元は、それぞれ次のとおりである。

		モーメント マグニチュード	緯度	経度	深さ	走向	傾斜角	滑り角	長さ	幅	食い違い量 (すべり量)	その他備考
		(Mw)	(°)	(°)	d (km)	θ (°)	δ (°)	λ (°)	L (km)	W (km)	U (cm)	
①	佐渡北方沖地震(Aパターン)	7.80	38° 20'	138° 31'	2	16	30	90	140	34	384	断層位置については、調査等により位置が特定されているものではなく、津波による影響を考慮し、影響があると思われる位置に想定するもの
②	佐渡北方沖地震(Bパターン)	7.80	37° 58'	138° 15'	2	16	30	90	140	34	384	
③	新潟県南西沖地震	7.75	37° 11'	137° 45'	2	0	35	90	100	38	400	
④	粟島付近の地震	7.56	38° 44'	139° 25'	0	189	56	90	80	30	330	
⑤	長岡平野西縁断層帯 (弥彦-角田断層)	7.63	38° 04'	138° 53'	0	180	45	90	60	28	600	
⑥	高田平野西縁断層帯	7.10	37° 17'	138° 13' 30"	0	178	45	90	30	18	300	
⑦	連動発生地震(Aパターン)	8.09	秋田県沖の地震、山形県沖の地震、新潟県北部沖の地震が同時に発生した場合 (個別の地震の諸元は、下記のとおり)									秋田県沖の地震、山形県沖の地震、新潟県北部沖の地震の地震モーメントの和として算定
⑧	連動発生地震(Bパターン)	秋田県沖の地震により発生した津波が、山形県沖の地震の波源域に達したときに山形県沖の地震が発生し、その津波が新潟県北部沖の地震の波源域に達したときに新潟県北部沖の地震が発生した場合 (時間差をにおいて、3地震が発生した場合)(個々の地震の諸元は、下記のとおり)										
	秋田県沖の地震	7.43	39° 43'	138° 55'	2	22	45	90	70	24	296	南側断層と北側断層の地震モーメントの和として算定
	山形県沖の地震 (南側断層)	8.02	38° 30'	138° 54'	0	40	60	119	70	40	795	
	山形県沖の地震 (北側断層)		38° 59'	139° 25'	0	11	60	90	50	40	795	
	新潟県北部沖の地震	7.48	38° 33'	139° 23'	0	189	56	90	60	30	330	

2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定

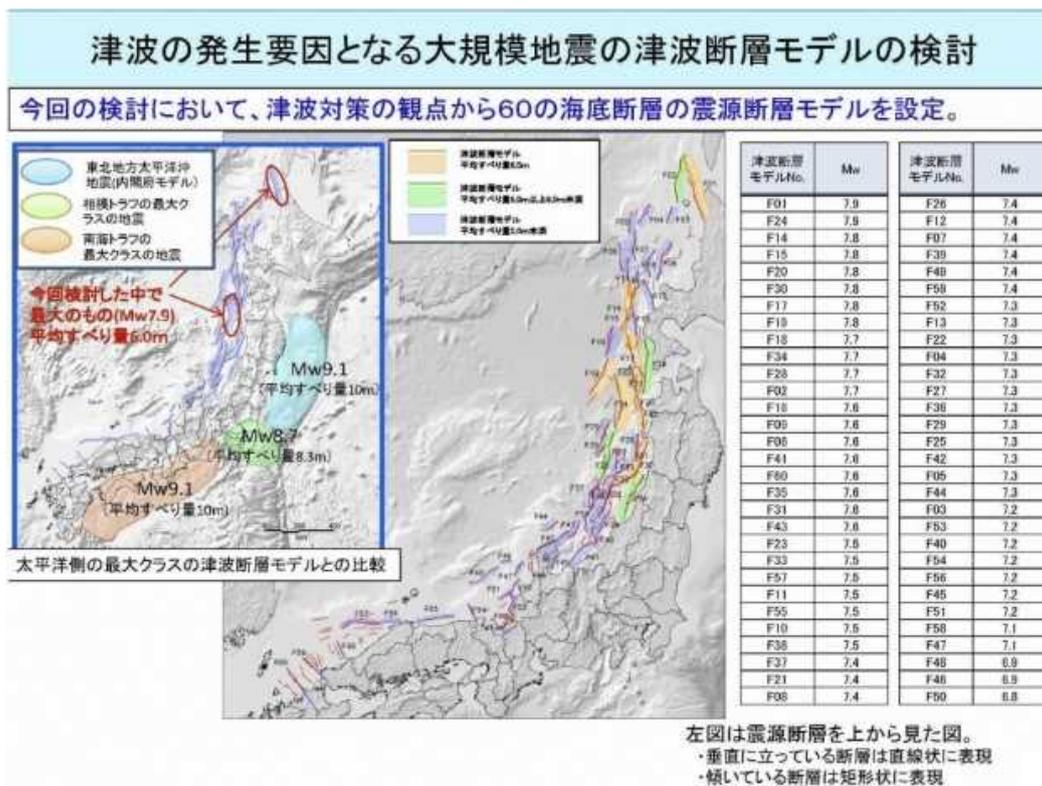
(1) 津波浸水想定の際緯・位置づけについて

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災などを踏まえ、平成 23 年 12 月に「津波防災地域づくりに関する法律（以下、この節において「法」という。）が制定・施行された。

国では、津波を発生させる津波の断層モデルを設定することとなり、これを踏まえて、都道府県では津波防災地域づくりを実施するための基礎となる、法に基づく津波浸水想定を設定することとなった。

平成 25 年 1 月に国土交通省・内閣府・文部科学省において、日本海側最大クラスの津波断層モデルを検討するため、学識者による「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が設置され、平成 26 年 8 月に、新たな知見による津波断層モデル(60 断層)が公表された。

県ではこれより以前に、津波対策を進めるため、学識者や関係行政機関による「新潟県津波対策検討委員会」を立ち上げ、平成 25 年 12 月には県独自の最大クラスの津波浸水想定を公表していたところであるが、国が公表した新たな知見に基づく津波断層モデルを踏まえ、新たな津波浸水想定を作成した。



(日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書 (平成 26 年 8 月))

(2) 津波断層モデルについて

今回の津波浸水想定では、国が公表した 60 断層モデルのうち新潟県に影響が大きい 7 断層及び、平成 25 年 12 月に県が公表した津波浸水想定調査で採用した津波断層モデルのうち、陸域から海域に伸びる 2 断層の計 9 断層を選定した。

津波浸水想定図等では、9 断層の中から、地域ごとに影響の大きい津波断層を選定し、津波

断層モデルごとの計算結果を算出し、津波対策上、最大となるエリアや値を表示している。

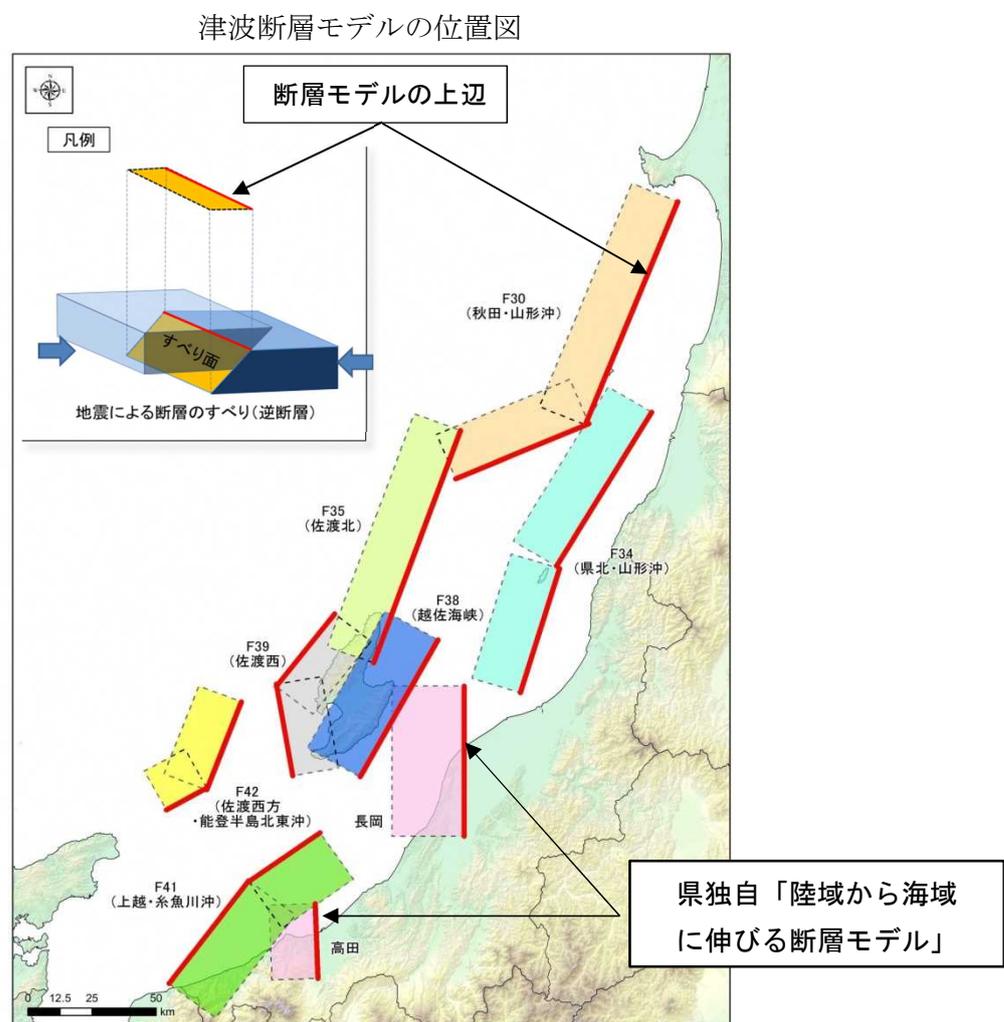
【津波浸水想定で選定した津波断層モデル】

○ 国公表による津波断層モデル

F30(秋田・山形沖)、F34(県北・山形沖)、F35(佐渡北)、F38(越佐海峡)、F39(佐渡西)、
F41(上越・糸魚川沖)、F42(佐渡西方・能登半島北東沖)

○ 県が平成25年12月に公表した津波浸水想定調査で採用した津波断層モデルのうち、今回の津波浸水想定でも採用した津波断層モデル

長岡平野西縁断層帯(弥彦一角田断層)、高田平野西縁断層帯



津波断層モデルの諸元

No.	国	断層名	モーメント マグニチュード		緯度	経度	上端の 深さ km	走向 度	傾斜角 度	滑り角 度	長さ km	幅 km	食い違い量 (すべり量) cm	備考
			F	Mw										
1	国	F30 (秋田・山形沖)	F31	7.8	39.8052	139.8661	1.3	202	45	98	96.1	19.3	600	秋田県沖(F31)
			F32		39.0100	139.4516		247	45	120	56.5	19.3		山形県沖(F32)
2	国	F34 (東北・山形沖)	7.7	39.0485	139.7337	1.1	211	45	106	71.9	19.7	545		
				38.4894	139.3120		197	45	97	52	19.7			
3	国	F35(佐渡北)	7.6	38.9890	138.8728	1.4	200	45	96	99.1	19.2	459	※国が新潟県に影響の大きいとした断層には含まれず。(粟島浦村最大津波高)	
4	国	F38(越後海峡)	7.5	38.2341	138.7683	1.3	209	45	95	62.6	23.6	389		
5	国	F39 (佐渡西)	7.4	37.7431	138.1239	2.3	350	45	67	37.3	18	367		
				38.0658	138.0489		38	45	73	36.9	18			
6	国	F41 (上越・糸魚川沖)	7.6	36.9922	137.5859	1.9	37	45	76	51.5	22.7	466		
				37.3618	137.9308		55	45	102	34.1	22.7			
7	国	F42 (佐渡西方・ 能登半島北東沖)	7.3	38.0095	137.8939	2.5	201	45	78	37.7	17.7	310		
				37.6983	137.7436		241	45	112	18.1	17.7			
8	県	長岡平野西縁断層帯 (弥彦-角田断層)	7.63	38° 04' (38.0667)	138° 53' (138.8833)	0	180	45	90	60	28	600	国の新たな断層モデルで対象外の陸域から海域に伸びる断層として採用	
9	県	高田平野西縁断層帯	7.10	37° 17' (37.2833)	138° 13' 30" (138.2250)	0	178	45	90	30	18	300	断層パラメータは国の地震調査研究推進本部の 設定値を基本に、食い違い量を新潟県津波対策 検討委員会において設定した値を採用	

(3) 市町村別最高津波水位、影響開始時間及び浸水面積

市町村別の最高津波水位、影響開始時間及び浸水面積は以下のとおりである。

	最高津波水位 (沿岸(全海岸線)) (※1)	影響開始時間 (※2)	浸水面積 (浸水深 1cm 以上)	津波水位 (沿岸代表地点(194 地点)) (※3)
糸魚川市	3.4~13.0m	5分以内	467ha	4.5~10.6m
上越市	4.8~12.5m	5分以内	1,013ha	5.5~10.9m
柏崎市	2.5~6.7m	5~10分	184ha	2.5~5.8m
出雲崎町	3.1~6.0m	5~10分	49ha	3.3~4.0m
長岡市	3.1~7.8m	5分以内	187ha	4.1~6.7m
新潟市	2.8~11.8m	5分以内	10,736ha	3.2~11.0m
阿賀野市	—	—	35ha	—
聖籠町	3.2~7.1m	5~10分	174ha	3.8~6.1m
新発田市	6.6~8.7m	5~10分	155ha	7.1~8.1m
胎内市	5.1~10.5m	5~10分	256ha	6.7~8.0m
村上市	4.6~14.0m	5分以内	1,108ha	3.3~10.3m
粟島浦村	4.4~15.0m	5分以内	109ha	6.3~9.2m
佐渡市	2.4~12.8m	5分以内	1,860ha	1.4~9.4m
計			16,334ha	

※1 最高津波水位 (沿岸 (全海岸線))

各市町村における、海岸線から沖合約 30m の各地点 (全海岸線) の津波水位の最高値。

津波水位は、東京湾平均海面（T.P.）（陸地の標高 0m の基準）からの海面の高さを表している。

※2 影響開始時間

沿岸 64 の代表地点（標高 T.P.－5m 程度の地点）において初期水位から 20cm 上昇または低下したときの市町村別の最短時間。

※3 最高津波水位（沿岸代表地点（194 地点））

各市町村における、各代表地点（標高 T.P.－1m 程度の地点）における津波水位の最高値。

第5節 新潟県の地形特性に応じた対策の方向性

1 新潟県の地形

新潟県は、本州の日本海沿岸のほぼ中央部に位置し、朝日山地、飯豊山地、越後山脈が東側に連なり、西側には妙高山などの山々がそびえている。また、信濃川や阿賀野川など数多くの河川が日本海にそそぎ、越後平野、高田平野など広大で肥沃な平坦地を形作り、面積は 12,584 平方kmで、全国 5 位の大きさである。

また本州の海岸線は 330.9 km と非常に長く、変化に富んだ海岸美を形成しているほか、砂丘の発達しているところも多くある。

新潟市の北西約 45 km には佐渡島が、その北東には粟島がある。佐渡島は歴史上のいわれも多く、周囲 280.6 km、面積 856 平方kmで、北に金北山を主峰とする大佐渡の山地、南は小佐渡の山地が平行して走り、中央部に国中平野が広がっている。

2 新潟県の地形特性

- (1) 新潟県の海岸線の総延長は 635.0 km であり、津波災害が発生した際には、大きな影響が出ると考えられる。

	海岸線総延長 (km)	構成比 (%)
新潟県	634.960	100.0
村上市	59.944	9.5
胎内市	13.870	2.2
新発田市	3.144	0.5
聖籠町	12.646	2.0
新潟市	75.162	11.8
長岡市	16.228	2.6
出雲崎町	10.092	1.6
柏崎市	40.793	6.4
上越市	47.555	7.5
糸魚川市	51.554	8.1
佐渡市	280.864	44.2
粟島浦村	23.108	3.6

(「海岸統計」(平成 28 年度版) より)

- (2) 海岸部に砂丘列が形成され、天然の海岸堤防の役目を果たしている。
- (3) 背後に急峻な崖地が迫っており平野部は極端に狭くなっている地域がある。
- (4) 水資源が豊かであるため、大規模から・中小規模まで数多くの河川があり、河川遡上による被害の発生が想定される。
- (5) 新潟はその名の由来のとおり、標高が低い地域に、過去には湿地帯であった場所が広がっている。
- (6) 佐渡島(佐渡市)、粟島(粟島浦村)といった離島を有している。

3 新潟県における津波対策の方向性

前述の特性を踏まえると、県内を一律にとらえて、対策を考えることは適切ではなく、地域特性に応じて、ある程度地域を類型化して対策を講じる必要がある。

津波災害対策においては、緊急対応、応急対策、復旧対策、予防活動、啓発活動等の対策を考える際に、それぞれの地域特性における被害の様子を具体的に想起しながら、対策を検討する必要がある。

また、沿岸の広い範囲での被害発生が想定されることから、広域的な支援体制を検討する必

要がある。

4 地域の類型化

地域特性に応じた対策を検討するため、県内を以下の4つの地域に区分する。

(1) 海沿い・川沿い地域（緊急避難地域）

ア 海沿い地域

背後地に崖、斜面が迫っているなど、平地部が狭く、海岸沿いに集落が所在し、道路が整備されている地域であって、地震発生から短時間のうちに津波の直撃を受け、海岸道路が長距離に渡って浸水するほか、道路が決壊した場合には集落の孤立が発生するおそれがある地域

イ 川沿い地域

地震の揺れによって、堤防等が沈下し、津波の到達前でも浸水が発生するおそれがあり、続いて、河川を遡上してきた津波の影響により堤防が破壊され、被害がさらに拡大するおそれがある地域

(2) 河川遡上地域（早期避難地域）

大きな河川や湖沼をはじめ、中小河川にも津波が遡上し、海岸から離れていても津波の破壊力や浸水の影響が及ぶ可能性があり、内陸部での浸水や家屋の破壊が及ぶ地域

(3) 低平地浸水地域（長期湛水地域）

背後に広範な低平地があるため、河川遡上による越流などにより浸水被害が発生すると、広い範囲で、かつ長期間にわたって湛水状態が継続する可能性がある地域

(4) 津波避難者受け入れ地域

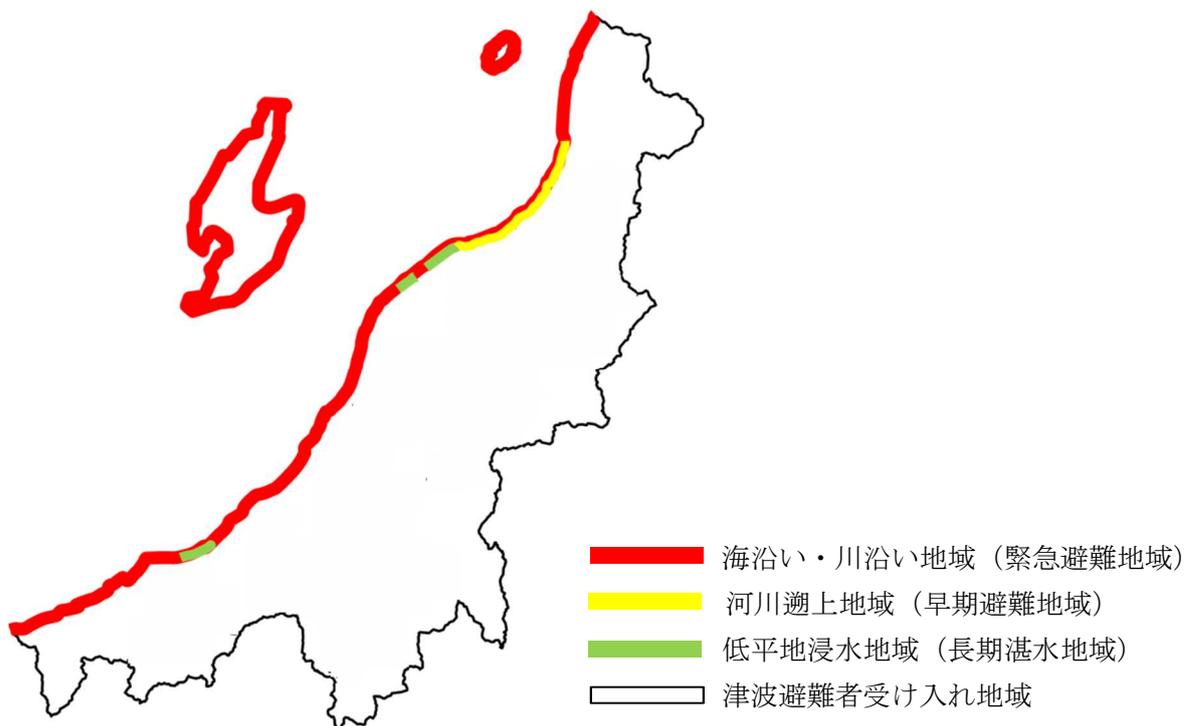
津波による浸水の影響がないことが想定される地域

（現在の知見では想定することが困難な地震発生により、浸水の危険が全くないわけではない。）

【地域類型と浸水開始時間の目安】

地域類型と浸水開始時間は完全には一致しないが、概ねの目安は以下のとおりである。

地域類型	浸水開始時間の目安
海沿い・川沿い地域（緊急避難地域）	浸水開始時間 30 分未満
河川遡上地域（早期避難地域）	浸水開始時間 30 分以上 120 分未満
低平地浸水地域（長期湛水地域）	浸水開始時間 120 分以上
津波避難者受け入れ地域	浸水なし



5 地域特性に応じた対策の方向性

新潟県の地域特性に応じて、地域を類型化して、津波災害対策の方向性を以下のとおりとする。

(1) 海沿い・川沿い地域（緊急避難地域）における対策の方向性

ア 想定される事態

(ア) 被害

- a 海沿い地域では、集落等が海岸沿いに集中し、地震発生後すぐに津波が到達し、大きな被害を受ける。
- b 川沿い地域では、地震の揺れによって堤防等が沈下し、津波の到達前でも浸水が発生し、続いて、河川を遡上してきた津波の影響により堤防が破壊され、被害がさらに拡大する。
- c 地震・津波等の被災による道路の損壊が発生する。
- d 避難場所等の孤立が予想される。

(イ) 避難情報伝達

防災行政無線（戸別受信機を含む）の機能喪失によって、津波警報等の情報の伝達が遅れる。

(ウ) 避難行動

- a 津波等の直撃を受けることが想定され、一刻も早く高台等への避難が必要となるが、避難の遅れが想定される。
- b 走行中の自動車内においては情報の伝達が困難であり逃げ遅れが発生する危険性がある。

- c 海水浴客、釣り客などの地域になじみのない観光客の滞在が予想され、津波災害への知識不足から避難の遅れが想定される。

イ 対策

(ア) 二次災害の防止

- a 津波により浸水する恐れがある避難場所の耐浪化の検討
- b 孤立した避難場所等への支援や移送方法の検討

(イ) 避難情報伝達

- a 多様な情報伝達体制の整備
- b 情報の発信者から受信者まで連動した情報伝達体制の強化

(ウ) 避難

- a 津波ハザードマップの整備、津波浸水の状況等について住民等に対する十分な周知及び避難等に係る意識啓発
- b 避難場所、避難所の選定・見直しの実施、整備の検討
- c 避難経路の検討
- d 高台への避難路の整備の検討
- e 避難経路の誘導案内方法の検討
- f 具体的な避難経路と避難先を想定した訓練
- g 要配慮者の避難支援対策の検討
- h 避難手段の検討

(2) 河川遡上地域（早期避難地域）における対策の方向性

ア 想定される事態

(ア) 被害

- a 堤防道路や橋梁は、被害の発生が予想されるので避難路としては使えない。
- b 河川に近い地域については甚大な被害が予想される。
- c 河川管理施設が被災する。

(イ) 避難情報伝達

市街地から離れた河川の上流部においては、避難情報の伝達が遅れる可能性が高い。

(ウ) 避難行動

津波警報等や避難情報を受け取っても、避難行動に結びつかない場合が想定される。

イ 対策

(ア) 河川管理施設等の対応

- a 河川管理施設等の水門・樋門等を閉める／閉めない、誰が閉める／閉めないなどのルール化
- b 河川遡上の浸水域、浸水深を地域で確認する手段の検討

(イ) 避難情報伝達

堤防道路、橋梁などの車や人の往来がある場所等における情報伝達手段の検討

(ウ) 避難

- a 津波ハザードマップの整備、津波浸水の状況等について住民等に対する十分な周知及び避難等に係る意識啓発
- b 避難場所、避難所の選定・見直しの実施、整備の検討
- c 避難経路の検討（河川周辺を避け、場合によっては通常の避難経路とは異なる避難経路の検討）
- d 避難に際して、河川沿いを避けた避難となるため、避難経路を誘導案内する仕組みの検討
- e 具体的な避難経路と避難先を想定した訓練
- f 要配慮者の避難支援対策の検討
- g 避難手段の検討

(3) 低平地浸水地域（長期湛水地域）における対策の方向性

ア 想定される事態

(ア) 被害

- a 海岸部では、津波の直撃を受ける一方で、内陸部の低平地や地盤が沈降した地域では浸水した水の排水対策を行わなければ、長期間湛水が継続する。
- b 地震動等より堤防が沈下・破壊した場合、一定の時間が経過後、一挙に浸水深が増すことが考えられ、浸水の危険に対する認知度が低いと思わぬ被害を引き起こすおそれがある。
- c 浸水範囲が内陸奥部も含め広範囲になり、有効な排水対策が行われない場合は、湛水状態が長期になることが想定され、避難生活が長引く。
- d 避難が遅れると、広範囲に浸水するため避難が困難となり、多くの箇所が孤立する。
- e 物資の配給や救助に陸路だけでない手段の検討が必要となる。
- f 湛水しているために、復旧が遅れが生じ、停電期間や情報機器の使用不能期間が長くなることが予想される。
- g 防災拠点（行政機関、消防・警察、医療・保健・福祉施設等）や生活拠点（物流拠点、流通拠点）が被災する。
- h 浸水の広がりによっては、避難者数が膨大になる。

(イ) 避難情報伝達

津波により浸水するおそれがあるという情報の伝達が遅れる可能性がある。

(ウ) 避難行動

津波警報等や避難情報を受け取っても、避難行動に結びつかない場合が想定される。

イ 対策

(ア) 排水対策

- a 迅速な緊急排水体制の構築
- b 排水ポンプ車の配置計画を事前検討
- c 堤防をはじめとした河川管理施設や排水機場等の耐震化・耐浪化の促進
- d 津波による排水機能の低下の防止

- (イ) 拠点の被害対策
 - ボートなど水上での支援ツールの確保
- (ウ) 避難情報伝達
 - a 確実に避難してもらうための避難情報等の伝達内容・方法の検討
 - b 避難し遅れがないよう、避難場所や津波避難ビル、浸水する可能性の低い場所を知らせる仕組みの検討
- (エ) 避難
 - a 津波ハザードマップの整備、津波浸水の状況等について住民等に対する十分な周知及び避難等に係る意識啓発
 - b 避難場所、避難所の選定・見直しの実施、整備の検討
 - c 避難手段の検討
- (4) 津波避難者受け入れ地域における対策の方向性
 - ア 想定される事態
 - (ア) 津波浸水はなくても、揺れによる被害が発生する。
 - (イ) 津波浸水区域からの多数の者が避難してくる。
 - イ 対策
 - (ア) 市町村同士の相互応援の仕組みの構築
 - (イ) 広域支援体制の整備
 - (ウ) 応援職員等の派遣体制の整備
 - (エ) 避難者の受け入れ体制の整備

第6節 複合災害時の対策

複合災害時の対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第1章第4節」を準用する。

第7節 地震被害の想定

地震被害の想定については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第1章第5節」を準用する。

第8節 緊急地震速報と地震情報

緊急地震速報と地震情報については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第1章第6節」を準用する。

第2章 災害予防

第1節 防災教育計画

1 計画の方針

計画の方針については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第1節」の『計画の方針』を準用する。

2 県民・事業者等の役割

(1) 県民の役割

- ア 自治体の地震・津波に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読
- イ 防災に関する講演会、学習会等への積極的参加
- ウ 次世代への災害被災経験の伝承
- エ 各家庭でのいざという時の連絡先や避難場所等に関する話し合い
- オ 緊急地震速報を受けたときの適切な行動
- カ 大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたときの適切な行動
- キ 強い揺れ（震度4以上）又は弱くても長い時間のゆっくりした揺れを感じたときの適切な行動
- ク 呼び掛け避難及び率先避難
- ケ 原則として、徒歩による避難をすること

(2) 地域の役割

- ア 自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進
- イ 地域住民による地元の地震被害危険箇所及び浸水被害が想定される地域の把握・点検・確認
- ウ 次世代への災害被災経験の伝承
- エ 呼びかけ避難及び率先避難
- オ 津波浸水想定区域内にある消防団の津波警報等の情報入手までの適切な行動及び消防団員の活動の安全確保の取組

(3) 事業者の役割

- ア 自治体の地震及び津波に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読
- イ 災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時にも事業が継続できるよう、事前対策及び災害発生時の行動に関する検討

3 県の役割

(1) 学校における防災教育の推進

学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

ア 県立学校等における防災教育（総務部、県教育委員会）

児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ、学校教育全体を通じて体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を行う。

県教育委員会は、学校教育における防災教育を推進するため、教育の専門家や教育現場の実務者等の参画の下で、防災教育プログラムを作成し、津波災害と防災に関する児童及び生徒の理解向上に努めるものとする。なお、作成した防災教育プログラムが、各学校において広く浸透し、定着するように配慮するものとする。

イ 私立学校に対する啓発（総務部）

私立学校設置者に対し、公立学校と同様に防災教育を推進するよう指導・助言を行う。

ウ 県立看護大学（総務部）

(ア) 職員・学生に対する一般的な防災教育を行う。

(イ) 災害時の看護等教授内容の充実に努める。

(ウ) 看護職員の防災教育に必要な情報提供や講師派遣等の支援に努める。

(2) 社会教育における防災学習の推進（防災局・県教育委員会）

県民向けに、専門家の知見を活用しながら、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、社会教育施設において防災広報を実施する。

(3) 要配慮者及び保護責任者の防災学習の支援

ア 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦及び乳幼児（福祉保健部）

在宅要配慮者の安全を確保するため、要配慮者本人又は保護責任者への防災知識の普及、地域住民等への支援知識の普及・啓発活動を促進する。

イ 外国人（知事政策局、観光局）

市町村や外国人関係団体（外国人雇用事業者、留学生が所属する学校、国際交流関係団体等）に協力して、地震・津波から身を守るための基礎知識の普及に努める。

災害時に、外国人（就業者、留学生、旅行者、定住して間もない者等）の安全確保に当たるべき立場の者（事業所、学校、宿泊・観光施設、交通関係者、家族等）及び市町村が、防災マップ等を活用して外国人への防災知識の周知を図るよう支援する。

(4) 県民に対する防災知識の普及

県は、県民の津波災害時における心得等防災に関する知識の普及を図るため、次に定めるところにより防災知識の普及に努めるものとする。

ア 普及の内容

防災知識の普及について、周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。

(ア) にいがた防災戦略の概要

(イ) 津波に関する一般的知識

a 津波の特性に関する情報

津波は、第一波より第二波、第三波など後続の波が大きくなる可能性があることや、第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、津波が発生後、数時間から場合によっては一日以上にわたって継続する可能性があることを理解するとともに

に強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性などにも留意し、津波警報、津波注意報が解除されるまでは避難を継続すること。

b 津波に関する想定・予測の不確実性

地震及び津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があることや、避難場所・避難所の孤立や避難場所・避難所自体の被災もあり得ることから、津波に関する想定及び予測には不確実性があること。

c 津波浸水想定公表

(ウ) 県地域防災計画の概要

(エ) 自主防災組織の意義

(オ) 平常時の心得

a 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ用トイレットペーパー等の備蓄

b 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備

c 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

d 避難路及び指定緊急避難場所の把握

e 災害時の家庭内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決め等)について、あらかじめ決めておく

f 要配慮者の所在の把握

g 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等

(カ) 災害時の心得

a 強い揺れやゆっくりとした揺れを感じたときにとるべき行動

強い揺れ(震度4以上)を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難すること。

b 津波警報等の発表時や避難指示等発令時にとるべき行動

津波警報・大津波警報が発表されたとき、又は避難指示が発令されたときは、揺れを感じていなくても、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難すること。

c 災害情報、避難情報等の入手方法

d 早期避難、率先避難の重要性

自ら率先した避難行動を取ることが、他の地域住民の避難を促すことを理解し、迅速に避難することが重要であること。また、その際、声掛けをするなどして、避難を促すよう努めること。

e 負傷者や要配慮者の避難支援等

f 初期消火活動等

g 避難場所や避難所での行動

イ 普及の方法

報道機関等の協力を求めるほか、次に掲げる方法により、普及促進を図るものとする。

- (ア) テレビ、ラジオ及び新聞等の利用
 - (イ) ホームページ、広報誌及び広報車の利用
 - (ウ) 啓発用パンフレット及びリーフレットの利用
 - (エ) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
 - (オ) 起震車の利用
 - (カ) 津波浸水想定図の作成及び公表
- (5) 災害教訓の伝承
- 県は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑、モニュメント又は教育板等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。
- (6) 市町村に対する防災に関する基礎情報の提供（防災局、土木部、県教育委員会）
- ア 市町村が実施する防災教育に関し、国及び関係機関の協力を得て必要な情報の提供を行う。
 - イ 公共土木施設に係るデータの提供、土木関連防災用語の解説、ハザードマップの基礎となる防災情報等の提供、その他市町村の要請に応じ可能な範囲での情報の提供を行う。
 - ウ 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、必要に応じ、調査分析結果や映像を含めた各種資料等の情報提供とその解説のために研修会を開催する。
 - エ 平常時から新潟県総合防災情報システム及びホームページ等により防災情報を発信し、防災教育基礎情報を提供する。
 - オ 住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報に関する情報の提供を行う。
- (7) 市町村職員への防災教育の支援（防災局）
- ア 市町村職員の専門的な防災教育機会の創出
 - イ 市町村の防災教育に必要な情報の提供
 - ウ 消防学校における消防職・団員の防災教育・研修
- (8) 県職員への防災教育、防災部門の人材育成（防災局）
- ア 外部講師等による防災教育研修の実施
 - イ 消防大学校など専門研修機関への計画的な職員派遣

4 市町村の役割

市町村は、国、県、消防関係者、学校、福祉関係者、事業者、NPO、自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。

(1) 市町村立学校における防災教育の推進

県教育委員会が提供する防災教育プログラムを活用して、児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ、学校教育全体を通じて体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を行う。

また、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 社会教育における防災学習の推進

住民向けに、専門家の知見を活用しながら、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、公民館などの社会教育施設において防災に関する学習講座を実施する。

(3) ハザードマップ等による地域の危険情報の周知

市町村は、県が示す津波浸水想定図等を踏まえ、津波ハザードマップを作成し、公開するとともに、住民に配布し、津波ハザードマップの正しい理解と津波災害に対する避難行動等の普及啓発に努める。

(4) 住民に対する防災知識の普及

住民の津波災害時における心得等防災に関する知識の普及を図るため、3(4)に準じて、防災知識の普及に努めるものとする。

(5) 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(6) 要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進

ア 要配慮者及び家族の防災学習

イ 民生委員等地域の福祉関係者の防災学習

ウ ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習

エ 外国人受入先（事業者、学校、観光・宿泊施設等）の防災学習

(7) 市町村職員の防災教育、防災部門の人材育成

(8) 消防職・団員の防災教育・研修

(9) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 全住民を対象とした共通的な防災教育計画
- ・ 各地区別の住民を対象とした防災教育計画
- ・ 要配慮者及び保護責任者を対象とした防災教育計画
- ・ ハザードマップの作成・提示

5 防災関係機関の役割

(1) 新潟地方気象台

新潟地方気象台は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、新潟県や市町村、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図るものとする。

ア 避難行動に関する知識（強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、「巨大」等の定性的表現で大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があることなど）

イ 津波の特性や津波に関する知識（津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっ

ては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など)

ウ 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること

エ 津波警報等の発表時にとるべき行動

オ 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること

(2) その他の防災関係機関

その他の防災関係機関の役割については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第1節」の『防災関係機関の役割』を準用する。

第2節 防災訓練計画

防災訓練計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第2節」を準用する。

なお、津波災害を想定した訓練を実施する際は、最大クラスの津波や想定より津波の到達時間が早くなる可能性を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

第3節 自主防災組織育成計画

1 計画の方針

計画の方針については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第3節」の『計画の方針』を準用する。

2 自主防災組織の概要

(1) 組織

自治会、町内会単位など地域において防災活動を効果的に行うことができる組織とする。

(2) 組織の編成

自主防災組織を結成し、活動を進めていくために、組織をとりまとめる会長を置き、会長のもとに、副会長ほか自主防災活動に参加する住民一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する必要がある。

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班など、それぞれの地域の実情に応じた班編成を定めることが望ましい。

なお、班編成は組織の規模や地域の実情によって異なるため、地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させることも必要である。

(3) 活動内容

自主防災組織は、概ね次の活動を行う。

ア 平常時の活動

- (ア) 情報の収集伝達体制の整備
- (イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具の点検
- (エ) 防災資機材等の整備及び管理
- (オ) 危険箇所の点検・把握
- (カ) 避難行動要支援者に係る情報収集・共有

イ 災害時の活動

- (ア) 初期消火の実施
- (イ) 地域内の被害状況等の情報収集
- (ウ) 救出救護の実施及び協力
- (エ) 地域住民に対する避難指示等の情報伝達
- (オ) 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導
- (カ) 避難行動要支援者の避難支援
- (キ) 給食・給水及び救助物資等の配分

3 県民の役割

県民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、自治会・町内会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。

また、強い揺れを感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、自らの判断で、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始する。

避難に際しては、ともに声を掛け合いながら迅速に避難するなど避難の呼びかけ並びに率先避難に努めなければならない。

4 県の役割

県は、市町村が行う自主防災組織及び防災リーダーの育成に積極的に協力し、市町村が行う防災資機材等の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催等に対して助成を行うほか、県の広報誌等による普及啓発や講演会を開催するなどして、自主防災組織の組織化と活動の活性化を進める。

5 市町村の役割

(1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援

市町村は、地域住民に対し、津波による人的被害を軽減する方策は住民等の避難行動が基本となることから、強い揺れを感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、自らの判断で、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始することを周知し、徹底するほか、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、一般社団法人自治総合センターの助成事業、県及び

市町村単独の助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。

(2) 訓練の支援

市町村は、自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

(3) 防災リーダーの育成

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組の推進は、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、防災情報を正しく理解し、説明できる防災リーダーを育成する。その際、女性の参画の促進に努める。

(4) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 自主防災組織が行うべき活動内容
- ・ 自主防災組織育成のための支援策

6 自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進にも努める。

第4節 防災都市計画

1 計画の方針

計画の方針については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第4節」の『計画の方針』を準用する。

2 県民・事業者の役割

県民・事業者の役割については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第4節」の『県民・企業等の役割』を準用する。

3 県及び市町村の役割

(1) 津波に強いまちの形成

ア 県及び市町村は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。特に、津波到達時間が短い地域では、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

- イ 県及び市町村は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所（津波避難ビル等を含む。）及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画等と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。
- ウ 県及び市町村は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等各種関連する計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画、都市計画等を担当する職員に対する防災教育など、津波防災の観点からのまちづくりに努め、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。
- エ 県及び市町村は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。
- オ 県及び市町村は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、垂直避難が可能となる施設整備に加え、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。
- カ 県及び市町村は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。
- キ 県及び市町村は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。
- ク 県及び市町村は、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るとともに、緊急ヘリポートの確保に努めるものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般配送事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。
- ケ 県及び市町村は、港湾又は空港施設等津波の危険性の高い地域で働かざるを得ない人員の命を守る施設の整備を検討するものとする。
- コ 県及び市町村は、甚大な津波被害が予想される場合、地盤の高い場所に都市を移すことも検討するものとする。
- サ 市町村は、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

(2) 避難関連施設の整備

- ア 市町村は、指定緊急避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。
- イ 市町村は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努めるものとする。
- ウ 県及び市町村は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図るものとする。

(3) 建築物の安全化

- ア 県及び市町村は、地下街、劇場・駅等不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震耐浪化など津波に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。
- イ 県、市町村及び学校設置者は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、各主体が所管する施設等において、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努めるものとする。

(4) ライフライン施設等の機能確保

- ア 県及び市町村は、上下水道、工業用水道、電気、ガス等のライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
- なお、ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、必要に応じ、大規模な津波が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐浪化、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの津波に対する安全性の確保を重点的に行うものとする。
- イ 県及び市町村は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

(5) 危険物施設等の安全確保

県及び市町村は、石油コンビナート等の危険物施設等、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

(6) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 緊急輸送道路
- ・ 防災拠点や避難場所となる建築物等

4 ライフライン事業者の役割

ライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス等のライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

なお、ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、必要に応じ、大規模な津波が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐浪化、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの津波に対する安全性の確保を重点的に行うものとする。

5 防災関係機関の役割

防災関係機関の役割については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第4節」の『防災関係機関の役割』の規定を準用する。

第5節 集落孤立対策計画

集落孤立対策計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第5節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第5節」中「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

第6節 建築物等災害予防計画

1 計画の方針

地震又は津波により、建築物に甚大な被害が発生した場合、県民の生命を始め、生活基盤や社会基盤に与える影響は非常に大きい。また地震又は津波が発生した後の建築物等による二次被害も予想されるため、防災上重要な公共建築物、不特定多数の人が出入りする多様な施設及び一般建築物の災害予防対策について定める。

(1) 基本方針

ア 防災上重要な公共建築物等の災害予防

県及び市町村は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設、防災上重要な公共建築物等については、一層の耐震性、耐浪性及び不燃性の確保を図ることとする。また、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合は、建物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄などに努めるものとする。

その他、防災上重要な公共建築物等の災害予防については、新潟県地域防災計画震災対策編第2章第7節を準用する。

イ 不特定多数の者が利用する施設等の災害予防

国、県、市町村及び施設管理者は、地下街、劇場・駅等不特定多数の者が利用する施設等について、津波に対する安全性の確保に、配慮するものとする。

その他、不特定多数の者が利用する施設並びに一般建築物の災害予防については、新潟県地域防災計画震災対策編第2章第7節を準用する。

(2) 要配慮者に対する配慮及び積雪地域での対応

要配慮者に対する配慮及び積雪地域での対応については、「新潟県地域防災計画震災対策編第2章第7節」の『要配慮者に対する配慮』及び『積雪地域での対応』をそれぞれ準用する。

2 県民・事業者、県、市町村及び防災関係機関の役割

県民・事業者、県、市町村及び防災関係機関は、計画の方針に基づき必要な災害予防に努めるほか、それぞれの主体がその役割を担うこととし、その役割については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第7節」の『県民・企業等の役割』、『県の役割』、『市町村の役割』及び『防災関係機関の役割』をそれぞれ準用する。

第7節 道路・橋梁・トンネル等の地震・津波対策

1 計画の方針

計画の方針については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第8節」の『計画の方針』を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第8節」中「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

2 各道路管理者等の行う地震・津波対策

各道路管理者の行う地震・津波対策については、「新潟県地域防災計画 風水害対策編 第2章第8節の2」を準用する。

第8節 港湾・漁港施設の地震・津波対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 事業者は、平時より関係機関と情報交換を行い、地震又は津波の発生に備え防災体制を整える。
- (イ) 県（交通政策局、農林水産部）は、地震又は津波の発生に備え防災体制を確立し、災害防止、被災時の応急復旧等の迅速な対応を図るため、関係行政機関や関係団体と協定を締結し体制の整備を図る。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、港湾施設等の整備を進める。

地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生する恐れがある時には緊急輸送ネットワークの結節点として、また、背後地の物資の輸送や地域住民の避難場所として運用できるよう、耐震強化岸壁、防災拠点緑地・避難緑地の整備に努める。
- (ウ) また、港湾管理者及び漁港管理者は、老朽化した港湾施設及び漁港施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 事業所の役割

- (1) 港湾・漁港内に所在する事業者は、地震又は津波の発生に備え防災訓練を行い、緊急時の避難や防災活動の円滑な対応が図られるよう、関係機関及び事業者相互の協力体制及び情報・連絡系統を確立する。
- (2) 港湾・漁港内にある石油、LNG等の危険物を保管・輸送をする事業者は、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき各管理施設（岸壁建築物、土木構造物、防災関係施設等）の耐震性を確保する。

3 県の役割

(1) 防災体制の確立

- ア 交通政策局及び農林水産部は、地震津波災害に対処するための防災体制を確立する。
- イ 災害防止、被災時の応急復旧等に対して迅速で的確な対応を図るため、平時より国土交通省北陸地方整備局関係機関や一般社団法人新潟県建設業協会、一般社団法人建設コンサルタンツ協会北陸支部などと協定を締結し、人員及び資材の確保や情報の連絡体制を整備する。

(2) 港湾施設等の整備

防波堤等の港湾施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強により耐震性の確保を図る。

(3) 耐震強化岸壁の整備

平時はもとより、地震又は津波の発生時には重要な防災拠点として一定の物流機能の維持を図るため、港湾・漁港施設が緊急輸送ネットワークの結節点として耐震性を考慮した、耐震強化岸壁を港湾計画や圏域総合水産基盤整備事業計画に位置付け、施設整備に努める。

港湾の耐震岸壁整備計画

(令和5年3月現在)

区分	港名	地区名	耐震バース整備状況			
			施設名	水深	延長	適用
国際拠点港湾	新潟港 (西港区)	山の下	山の下埠頭南側岸壁	-7.5m	260m	計画(内 130m 整備済)
			万代島	信濃川右岸1号岸壁	-7.5m	193m
		入舟	入舟岸壁	-9.0m	230m	計画
	新潟港 (東港区)	西ふ頭 ・ 南ふ頭	西ふ頭1号岸壁※	-7.5m	130m	整備済
			西ふ頭3号岸壁	-14.0m	350m	計画
			西ふ頭4号岸壁	-12.0m	250m	整備済
			西ふ頭5号岸壁	-10.0m	240m	計画
			南ふ頭1号岸壁	-12.0m	250m	計画
			南ふ頭2号岸壁	-12.0m	250m	計画
	中央水路東	中央ふ頭東1号岸壁	-13.0m	260m	計画	
重要港湾	直江津港	南ふ頭	内貿ふ頭南1号岸壁	-7.5m	200m	整備済
		東ふ頭	4号岸壁	-10.0m	170m	整備済
	両津港	湊	南埠頭2号岸壁	-7.5m	193m	整備済
			南埠頭4号岸壁	-7.5m	188m	整備中
	小木港	北	北ふ頭2号岸壁	-7.5m	200m	整備済
地方港湾	岩船港	—	4号岸壁	-7.5m	130m	整備済
	寺泊港	—	西埠頭岸壁	-5.5m	100m	整備済
	柏崎港	—	中浜埠頭1号岸壁	-7.5m	130m	計画
	姫川港	西埠頭	西埠頭1号岸壁	-10.0m	170m	整備済
	赤泊港	—				
	二見港	—				
計	8港		19岸壁 【現港湾計画18岸壁】		整備済 整備中 計画	9岸壁 1岸壁 9岸壁

※新潟港（東港区）西ふ頭1号岸壁は、港湾計画上、南ふ頭埋立により機能喪失。

漁港の耐震岸壁整備計画

(令和5年3月現在)

区分	漁港名	耐震岸壁整備状況			適用
		施設名	水深	延長	
第3種	能生漁港	岸壁	-6.0m	130m	整備済
第4種	栗島漁港	岸壁	-5.0m	100m	整備済
第4種	栗島漁港	岸壁	-4.0m	63m	整備済

(4) 避難緑地等の整備

港湾施設は緊急輸送ネットワークの結節点として重要な役割を担うことから、オープンスペース又は耐震強化岸壁に接続する背後地域との輸送ルート进行勘案し、緊急物資の保管施設、背後地域への緊急物資の輸送基地及び地域住民の避難場所として緊急時の多目的利用が可能な防災拠点緑地・避難緑地の整備に努める。

また、漁港施設は緊急物資の輸送の拠点としての役割を有する他、地域住民の避難場所としての役割も有することから、避難緑地、避難広場の整備に努める。

港湾の防災拠点緑地・避難緑地計画

(令和5年3月現在)

区分	港名	地区名	緑地種別	避難緑地等面積	適用	(備考) 港湾計画上 の緑地面積
国際 拠点 港湾	新潟港	入舟	防災拠点緑地	103,158㎡	計画	34.4ha
		万代島	避難緑地	5,064㎡	整備済	0.6ha
重要 港湾	直江津港	南ふ頭	防災拠点緑地	21,454㎡	整備済	3.8ha
	両津港	湊	避難緑地	12,966㎡	整備済	2.7ha
	小木港	北	避難緑地	10,000㎡	計画	1.4ha
計				152,642㎡		42.9ha

漁港の避難緑地・避難広場計画

(令和5年3月現在)

区分	漁港名	計画広場面積	適用
第2種	筒石漁港	8,640㎡	整備済

(5) 適切な維持管理

港湾施設及び漁港施設について、長寿命化計画を作成し、必要な補修等の実施により、その適切な維持管理に努める。

4 防災関係機関の役割

(1) 各協会

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、各協会は、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第9節 空港の地震・津波対策

空港の地震・津波対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第10節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第10節」中「地震災害発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と、「地震」とあるのは「地震又は津波」に読み替えるものとする。

第10節 鉄道事業者の地震・津波対策

鉄道事業者の地震・津波対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第11節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第11節」中「地震」とあるのは「地震又は津波」と、「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

第11節 治山・砂防施設の地震・津波対策

治山・砂防施設の地震・津波対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第12節」を準用する。

第12節 河川・海岸施設の地震・津波対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

国、県、市町村は、津波による被害を防止し、又は軽減するために、河川及び海岸保全施設の整備を計画的に進めるものとする。各施設においては、設計対象の津波高を超えた場合でも、その施設の効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観にも配慮するものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮及び積雪地域での対応

要配慮者に対する配慮及び積雪地域での対応については、「新潟県地域防災計画風水害対策編 第2章第13節」の『要配慮者に対する配慮』及び『積雪地域での対応』をそれぞれ準用する。

2 県及び市町村の役割

県及び市町村の役割については、「新潟県地域防災計画 風水害対策編 第2章第13節」の『3 県の役割』及び『4 市町村の役割』をそれぞれ準用する。

3 防災関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

ア 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、県、市町村等が行う、被災状況、県、市町村のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。

イ 必要に応じて災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災県、市町村等との通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行う。

ウ 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として県、市町村等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の支援を行う。

エ 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、県、市町村等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくはあっせんを行う。

(2) 各協会

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、各協会は、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第13節 農地・農業用施設等の地震・津波対策

農地・農業用施設等の地震・津波対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第14節」を準用する。ただし、津波発生時において点検する施設は、津波浸水区域内の施設等を対象とする。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第14節」中「地震」とあるのは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第14節 防災通信施設の整備と地震・津波対策

防災通信施設の整備と地震・津波対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第15節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第15節」中「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

第15節 放送事業者の地震・津波対策

放送事業者の地震・津波対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第16節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第16節」中「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

第16節 電気通信事業者の地震・津波対策

電気通信事業者の地震・津波対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第17節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第17節」中「地震災害」とあるのは「地震又は津波災害」と、「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と、読み替えるものとする。

第17節 電力供給事業者の地震・津波対策

電力供給事業者の地震・津波対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第18節」を準用する。

第18節 ガス事業者等の地震・津波対策

ガス事業者等の地震・津波対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第19節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第19節」中「地震発生時」とあるのを「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と、「地震」とあるのを「地震又は津波」と、「地震対策」とあるのを「地震及び津波対策」と読み替えるものとする。

第 19 節 上水道の地震・津波対策

上水道の地震・津波対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 2 章第 20 節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 2 章第 20 節」中「地震」とあるのは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 20 節 下水道等の地震・津波対策

下水道等の地震・津波対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 2 章第 21 節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 2 章第 21 節」中「地震」とあるのは「地震又は津波」と、「地震発生」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

第 21 節 工業用水道事業者の地震・津波対策

工業用水道事業者の地震・津波対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 2 章第 22 節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 2 章第 22 節」中「地震発生」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

第 22 節 危険物等施設の地震・津波対策

危険物等施設の地震・津波対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 2 章第 23 節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 2 章第 23 節」中「地震」とあるのは「地震又は津波」と、「耐震改修」とあるのは「耐震及び耐浪改修」と読み替えるものとする。

また、県及び市町村は、危険物施設等の管理者に対して、津波に対する安全性の確保及び防災訓練の実施を促進するものとする。

第 2 3 節 火災予防計画

火災予防計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 2 章第 25 節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 2 章第 25 節」中「地震及び防火」とあるのは「地震、津波及び防火」と、「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

第 2 4 節 水防管理団体の体制整備

水防管理団体の体制整備については、「新潟県地域防災計画 風水害対策編 第 2 章第 25 節」を準用する。

第 2 5 節 廃棄物処理体制の整備

廃棄物処理体制の整備については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 2 章第 26 節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 2 章第 26 節」中「地震」とあるのは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 2 6 節 救急・救助体制の整備

救急・救助体制の整備については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 2 章第 27 節」を準用する。

第 2 7 節 医療救護体制の整備

医療救護体制の整備については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 2 章第 28 節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 2 章第 28 節」中「地震及び防火」とあるのは「地震、津波及び防火」と、「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

第 28 節 避難体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震又は津波による人的被害を最小限に抑えるため、避難者の適切な収容並びに避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、県、市町村、防災関係機関及び県民は、下記の事項に留意して各自の責任で災害に備え、県民が主体的かつ適切に避難行動がとれる体制を整備する。

ア 浸水、地盤の液状化、地域の潜在的な危険の事前周知

イ 警報、避難指示等の情報伝達体制の整備

ウ 客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難指示等の発令

エ 避難誘導體制の整備

オ 指定緊急避難場所・避難経路の確保・周知及び指定避難所の機能・環境の整備

特に、県、市町村及び防災関係機関は、人間の認知特性（災害リスクが高まっても正常の範囲の事象として歪んで認知する傾向など）を踏まえた上で、県民が災害の危険性を「わがこと」として捉え、「自らの命は自らが守る」といった意識を持ち避難行動を起こせるよう支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮、積雪期の対応及び広域避難への配慮

要配慮者に対する配慮、積雪期の対応及び広域避難への配慮については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 2 章第 29 節」の『要配慮者に対する配慮』、『積雪期の対応』及び『広域避難への配慮』を、それぞれ準用する。

2 県民の役割

(1) 住民等に求められる役割

ア 住民・事業者の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努めるものとする。

(ア) ハザードマップ・防災マップ等により、浸水、地盤の液状化、土砂災害等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。

(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認するとともに、地域の防災訓練などを通じて、住民同士の呼びかけによる避難体制を構築しておくこと。

(ウ) 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと。

(エ) 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意し、気象官署や行政から発信される情報を「わがこと」として捉えて行動すること。

(オ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味を正しく理解するとともに、地域の防災訓練などを通じて、避難行動をおこす際のハードル（心理的負担）を下げ、避難のタイミングと自らがとるべき行動を確認しておくこと。

- (カ) 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、自らの判断で迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始すること。
 - (キ) 自ら避難することが地域住民の避難に繋がることを意識し、避難をする際は、ともに声を掛け合いながら迅速に避難するなど避難を呼びかけるとともに、率先して避難をすること。
 - (ク) 徒歩による避難を原則とすること。
- イ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務
- 下記の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。
- (ア) 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者
 - a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。
 - b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること。
 - c 災害時の情報伝達・避難誘導體制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること。
 - d 近隣の事業者、住民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること。
 - e 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること。
 - (イ) その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者（特に、地下街等地下空間を一般の利用に供する施設の管理者）
 - a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。
 - b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること。
 - c 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導體制を整備すること。
- (2) 地域に求められる役割
- ア 住民の役割
- 相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、下記により平常時から努める。
- (ア) 地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等を事前に確認すること。
 - (イ) 避難行動要支援者等の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと。
 - (ウ) 市町村と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加すること。
 - (エ) 避難時において避難を呼びかけ、率先して避難すること。
 - (オ) 水防団員（消防団員）の活動上の安全を確保すること
- イ 事業者等の役割
- 地域社会の一員として下記により地域の避難対策への協力を努める。

- (ア) 避難行動要支援者等の避難を支援すること。
- (イ) 必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難場所として提供すること。

3 県の役割

(1) 津波避難計画策定指針の策定

県は、津波対象地域の指定、初動体制、防災事務に従事する者の安全の確保、津波情報の収集・伝達、避難指示等の発令、平常時の津波防災啓発及び避難訓練等を定めた津波避難計画を策定する際の指針を定め、市町村に提示するものとする。

(2) 情報収集・連絡体制の整備

- ア 県は、非常参集体制の整備を図るとともに、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- イ 県は、市町村、他の都道府県、国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるものとする。
- ウ 県は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。
- エ 県は、非常通信体制の整備や、新潟県総合防災情報システムを含む有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。
- オ 県は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、新潟県総合防災情報システムに集約できるよう努めるものとする。

(3) 県民への防災に関する情報の提供（防災局）

- ア 地震及び津波に関する基礎的な知識と避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。
- イ 県の設置した震度計の震度情報等を気象庁を通じて県民に提供する。
- ウ 県の防災専用ホームページにより防災情報を県民に提供する。

(4) 市町村の避難体制整備の支援（防災局、福祉保健部、土木部）

ア 地域の危険情報の市町村への提供

- (ア) 津波による浸水想定区域図を策定・提供する。
- (イ) 重要水防箇所等、河川等の危険箇所の情報を市町村と共有する。
- (ウ) 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害警戒区域図等を提供する。
- (エ) 雪崩危険箇所の危険区域図を策定・提供する。

イ 市町村による避難指示等の早期発令・伝達体制整備の支援

- (ア) 県から市町村への津波警報等の迅速な伝達体制を維持する。
- (イ) 市町村の避難指示等発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。
- (ウ) 前記の情報収集・提供を行う県危機管理センターを拠点として、市町村への情報支援体制を確立する。

- (エ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市町村の発する避難指示等の伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。
 - (オ) 市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。
- ウ 避難所等の確保への協力
- (ア) 指定避難所に県立学校等、県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。
 - (イ) 県の所管する公園整備等に当たり、指定緊急避難場所として活用できるよう配慮する。
 - (ウ) ホテル・旅館等の避難所としての活用について、業界団体に対し、協力依頼を行う。
 - (エ) 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から市町村と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。
- エ 関係機関との情報交換体制の整備
- (ア) 介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。
 - (イ) あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。
 - (ウ) 避難住民及び緊急物資の運送に係る車輛等の状況について、運送機関と情報交換の上、市町村に情報提供を行う。
- オ 避難場所が孤立した場合の搬送支援
- 津波浸水等の事情により住民が避難した避難場所等が孤立した場合において、中長期的な避難先となる指定避難所及び指定避難場所等へ避難者を搬送するための体制を整備する。
- (5) 広域避難に係る市町村の調整等
- ア 他市町村への広域避難の発生に備えるための市町村の体制整備の支援
- 住民が迅速に避難できるよう、情報伝達体制の整備や、避難住民の移送に必要な車輛等の状況について、関係機関と情報交換の上、市町村に情報提供を行う。
- イ 広域避難の受け入れに備えるための市町村の体制整備の支援
- 住民が避難を迅速に行えるよう、あらかじめ受入能力（施設数、施設概要等）等を把握する。避難先としての旅館及びホテルの借上げについては、県が必要な協定を締結する。
- ウ 県は、大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の都道府県との広域避難に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

- エ 県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

4 市町村の役割

(1) 津波避難計画の策定

市町村は、県が提示する津波避難計画策定指針を参考とし、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画を策定し、その内容を住民等に周知徹底を図るものとする。

(2) 情報伝達体制の整備

- ア 市町村は、実情に応じて、非常参集体制の整備を図るとともに、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- イ 市町村は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
- ウ 市町村は、Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ（ケーブルテレビを含む。）、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、スマートフォン用アプリ等や、ＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。
- エ 市町村は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、新潟県総合防災情報システムに集約できるよう努めるものとする。
- オ 市町村は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
- カ 市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- キ 市町村は、情報の収集・連絡体制の整備を図り、その際の役割・責任等の明確化に努めるとともに、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(3) 避難指示等の発令基準の策定

市町村は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準及び伝達内容をあらかじめ定めるものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

(4) 避難誘導體制の整備

- ア 市町村は、津波発生時の避難については、徒歩による避難を原則とすることの周知に努めるとともに、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。
- イ 市町村は、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、気象庁が発表する津波の第一波の到達予想時刻までの行動ルール、退避の判断基準も定め、住民等に周知するものとする。
- ウ 市町村は、高齢者や障害者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。
- エ 市町村は、学校等が保護者との間で、「学校防災マニュアル作成の手引き」等を参考にしながら、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

(5) 避難場所の指定等

- ア 市町村は、指定緊急避難場所の整備にあたり、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。
- イ 市町村は、やむを得ず、津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐震・耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。
- ウ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めること。
- エ 市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬、マスク、消毒液、炊きだし用具、間仕切り、簡易ベッド、毛布、ブルーシート、土のう袋等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- オ 市町村は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。また、停電、断水、ガスの供給停止及び電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備の整備とともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るよう努めること。
- カ 市町村は、指定避難所において、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズにも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、男女のニーズの違い、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するほか、被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

- キ 市町村は、避難場所として利用可能な道路等盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努めるものとする。
- ク 市町村は、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。
- ケ 飼い主による家庭動物との同行避難に配慮した避難所の指定に努めるものとする。
- コ 市町村は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- サ 即応体制の整備
- (ア) 夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、できるだけ近隣住民に鍵の管理を委託する。
- (イ) 避難所管理に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。
- (ウ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
- (エ) 避難所として指定する施設には、住民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。
- (オ) 避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議しておくよう努める。
- (カ) 市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (キ) 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。
- シ 福祉避難所の指定
- (ア) 市町村は、障害者等、指定避難所内の一般避難スペースでの共同生活が難しい要配慮者のため、地域の実情により必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
- (イ) 福祉避難所として指定する施設は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。
- (ウ) 市町村は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。
- ス 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不适当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。
- セ 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種

別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示し、標識の見方に関する周知に努めるものとする。

ソ 市町村は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

タ 市町村は、各地域において、避難可能場所の現状を把握し、整備するとともに、道路管理者等の協力を得て、避難路、津波避難タワー、津波避難ビル等避難関連施設の整備又は確保を検討する。

(6) 広域避難に係る体制の整備

ア 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

(ア) 市町村は、避難の際に必要な住民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。

(イ) 市町村は、国・県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

(ウ) 災害の想定により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

イ 広域避難の受け入れに備えた体制整備

(ア) 市町村は、避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(イ) 市町村は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。

(7) 住民避難誘導訓練の実施

ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導體制に従い、避難指示等が発出された際、住民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。

イ 地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体、学校等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。

ウ 浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、住民等に配布して周知を図るとともに、避難所やマップを活用した訓練を行う。なお、防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫により、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

- (8) 市町村地域防災計画に定める事項
- ・ 地区別のハザードマップ・防災マップ
 - ・ 避難指示等の発令の客観的な基準
 - ・ 避難指示等の伝達体制
 - ・ 地区別の避難・誘導體制及び要配慮者の支援計画
 - ・ 地区別の避難所、福祉避難所及び開設時の管理職員
 - ・ 防災訓練等の実施

5 関係機関の役割

関係機関の役割については、「新潟県地域防災計画 震災災害対策編 第2章第29節」の『関係機関の役割』を準用する。

第29節 要配慮者の安全確保計画

要配慮者の安全確保計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第30節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第30節」中「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

第30節 食料・生活必需品等の確保計画

食料・生活必需品等の確保計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第31節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第31節」中「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

第31節 学校の地震・津波防災対策

学校の地震・津波防災対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第32節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第32節」中「地震」とあるのは「地震又は津波」と、「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

また、県、市町村及び学校設置者は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、各主体が所管する施設等において、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各学校の実情等を踏まえた津波対策に取り組むものとする。

第32節 文化財の地震・津波防災対策

文化財の地震・津波防災対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第33節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第33節」中「地震災害」とあるのは「地震又は津波災害」と、「地震時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

第33節 ボランティア受入れ体制の整備

ボランティア受入れ体制の整備については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第34節」を準用する。

第34節 災害救助基金の積立及び運用計画

災害救助基金の積立及び運用計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第35節」を準用する。

第35節 事業者の事業継続

1 計画の方針

事業者は、災害時に自らの果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業者等において防災活動を推進するとともに、災害時における重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用する。

なお、事業者の事業継続に関して、本節に記載のない事項については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第36節」を準用する。

2 県及び市町村の役割

- (1) 県及び市町村は、事業継続ガイドラインに基づき、事業者等が「事業継続計画（BCP）」の策定を行うよう、普及啓発を実施するものとする。
- (2) 県及び市町村は、事業継続計画（BCP）の普及啓発活動を通して、事業者等が地域の防災訓練等への参加や防災体制の整備等を行うよう働きかけるものとする。
- (3) 県及び市町村は、事業者等のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、事業者等の防災力向上の促進を図るものとする。
- (4) 市町村は、事業者等に対し、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

3 事業者の役割

- (1) 事業者は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に被害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出など地域の一員として防災活動に参加するよう努めるものとする。
- (2) 事業者は、自主的な防災組織を作り、地域の自主防災組織と連携をとり、地域の安全の確保に努めるものとする。
- (3) 事業者は、災害時に果たすべき役割を認識し、各事業者等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。
- (4) 事業者は、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

4 商工団体の役割

- (1) 事業継続計画の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。
- (2) 会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について積極的に啓発する。
- (3) 行政等の支援策の実施や情報の会員・組合員等への周知に協力する。

第36節 行政機能の保全

1 計画の方針

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

なお、行政機能の保全に関して、本節に記載のない事項については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第37節」を準用する。

2 県及び市町村の取組

(1) 防災拠点の整備

ア 県及び市町村は、行政関連施設について、設置基準を明確にし、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を目指す。

イ 県及び市町村は、津波災害に対して、それぞれ防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備に努める。

ウ 県及び市町村は、防災拠点の被災を想定し、又は想定を超えた被害の発生に備え、代替の施設の確保を検討し、また、県は、広域で甚大な災害の発生を想定した人的又は物的資源、並びに情報の集積拠点とともに、広域防災拠点の設置を検討するものとする。

(2) 防災中枢機能の確保

ア 県及び市町村は、津波災害に対して、それぞれ防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備に努めるとともに、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備にも努めるものとする。

イ 県及び市町村は、防災中枢機能を果たす施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

ウ 県及び市町村は、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

(3) 業務継続性の確保

ア 県及び市町村は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

イ 特に、市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電

気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

ウ 県及び市町村は、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

エ 県は、新潟県業務継続方針を踏まえ、災害時に重要業務を継続するため、庁舎の耐震化、行政データのバックアップその他業務の継続に必要な事項を内容とする業務継続計画を策定し、業務継続の確保に努めるものとする。

オ 県は、個別の業務又は業務分野における業務継続について詳細事項等を定める必要がある場合は、本計画及び新潟県業務継続方針に従い、当該業務等に関する詳細な計画を別に策定するものとする。

カ 県及び市町村は、職員の派遣要請やニーズを迅速に把握し、速やかに職員派遣調整ができるよう自己完結型の職員派遣に係る体制及び制度の充実について検討するものとする。

キ 県及び市町村は、あらかじめ災害対応に必要な資格又は経験を有する人材の情報を集約する仕組みの構築を検討する。

ク 県及び市町村は、機能喪失した役場機能の補完方法を検討する。

ケ 県は、他の都道府県の駐在員の新潟県災害対策本部における位置付けの明確化を検討する。

コ 県は、効果的な全国避難者情報システムを検討するとともに、避難元と避難先の自治体間における被災者情報共有の運用を検討する。

(4) データの保全

ア 県及び市町村は、災害対応におけるICT部門の重要性を認識し、職員のICTリテラシー向上を図るとともに、住民に対してICTリテラシーの向上を図るものとする。

イ 県及び市町村は、ICT環境を整備し、行政データのバックアップポリシーの確立を検討するものとする。

ウ 県及び市町村は、業務継続計画に基づき、業務に必要となる行政データの保存を行い、複製の別途保存を含め、必要なバックアップ体制を整備するものとする。

エ また、速やかに復元できるよう、併せて必要な体制を整備するものとする。

オ 県及び市町村は、他の市町村、通信事業者、基幹データ産業との連携を検討するとともに、県外自治体との連携強化を検討するものとする。

3 防災関係機関の取組

防災関係機関は、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため必要な資源の確保や教育、訓練等を通じた体制整備に努める。

第3章 災害応急対策

第1節 防災関係機関の活動体制

1 計画の方針

国、県及び市町村を始めとした防災関係機関は、県内に津波災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、相互協力体制を構築し、被災者の救援救助を強力に推進する体制を整備する。

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

情報を収集し、危機の発生に即応し、迅速に初動対応を開始するため、危機管理対応方針の定めるところにより、本庁内に24時間の危機監視体制を整備する。

(2) 県の災害対策本部等の体制の整備

県内に津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、知事の指揮を受け、又は災害対策基本法、新潟県災害対策本部条例（昭和37年新潟県条例第43号）、新潟県災害対策本部規則（昭和41年新潟県規則第12号）及び新潟県危機管理方針に定めるところにより、次に掲げる組織のいずれかを設置する。

また、設置に当たっては、できるだけ浸水の危険性が低い場所に設置をするものとし、やむを得ず浸水のおそれがある場所に設置をする場合は、必要な津波対策を実施するものとする。

ア 新潟県災害対策本部（ただし、名称に災害名称を付することができる。以下「県災害対策本部」という。）

イ 県対策本部（ただし、名称に災害名称を付することができる。）

ウ 県警戒本部（ただし、名称に災害名称を付することができる。）

2 県災害対策本部等

(1) 県災害対策本部

ア 県災害対策本部等の組織及び運営

県災害対策本部等の組織・運営は、災害対策基本法、新潟県災害対策本部条例及び同規則に定めるほか、本編で定める。

なお、県災害対策本部等の要員配置の規模については、災害等の状況、規模等を勘案して本部長がその都度決定する。

イ 県災害対策本部の設置基準等

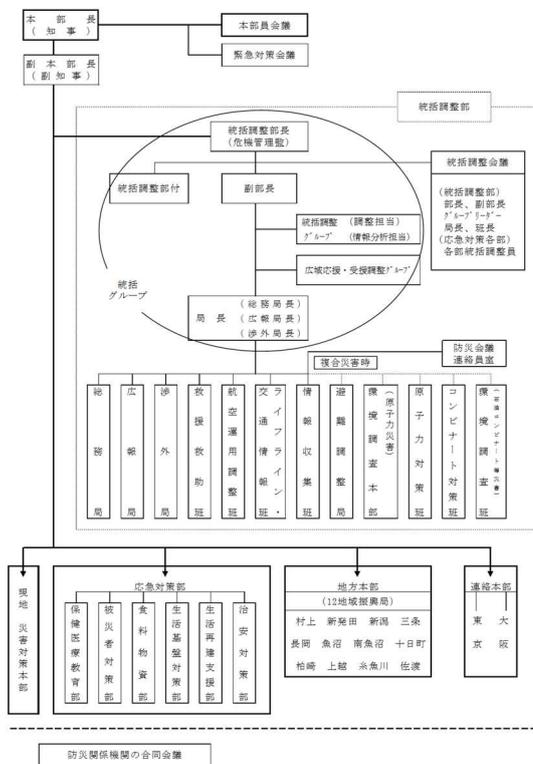
(ア) 県災害対策本部の設置基準

県災害対策本部の設置基準は次のとおりとする。なお、県災害対策本部を設置したときは、直ちに、その旨を本庁各課、県の地域振興局、市町村、消防本部、県警察本部、防災関係機関、新潟県防災会議構成機関、隣接県等及び総務省消防庁に連絡するとともに、報道発表する。県災害対策本部を解散したときも同様とする。

- a 新潟県の沿岸地域に大津波警報が発表されたとき
 - b 新潟県の地域において、地震により震度6弱以上の揺れが観測されたとき
 - c 知事が必要と認めたとき
- (イ) 県災害対策本部の解散基準
- a 津波災害の発生のおそれが解消したとき
 - b 災害応急対策がおおむね完了したとき
 - c その他本部長が必要ないと認めたとき
- ウ 県災害対策本部の設置場所

県災害対策本部は、新潟県庁西回廊危機管理センターに設置する。ただし、知事が別に県災害対策本部の設置場所を指示した場合は、この限りでない。

県災害対策本部の組織図



エ 県災害対策本部の編成

県災害対策本部の編成については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第1節」の『本部（本庁）の組織、運営等』を準用する。

オ 県災害対策本部の分掌事務

県災害対策本部の統括調整部及び応急対策部各部の分掌事務は、「新潟県地域防災計画 資料編 災害応急対策計画」の『1-(2)災害対策本部と既存部課の関係』のとおりとする。

カ 本部会議の開催

県災害対策本部に本部会議を置き、本部長は、災害対策に関する重要事項を協議するため必要があると認めるときは、本部会議を招集することができる。

本部会議は、本部長、副本部長及び災害対策本部員をもって構成し、本部長が主宰する。
なお、災害対策本部員は、各部の部長をもって充てる。

本部会議の協議事項は、次に掲げる事項とする。

- a 県内市町村の災害の状況及び災害応急対策の実施状況に関する事項
- b 災害応急対策等の実施に関する基本的事項又は重要事項
- c 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項
- d 公用令書による公用負担に関する事項
- e その他災害応急対策上、本部長が重要と認める事項

キ 防災会議連絡員室の設置

- (ア) 県災害対策本部を設置したときは、防災会議連絡員室を県災害対策本部に設置する。
- (イ) 県防災会議構成機関は、必要に応じて、職員を防災会議連絡員室に派遣し、県災害対策本部と協働して応急対策を実施する。

ク 地方本部、連絡本部及び現地災害対策本部の設置等

(ア) 地方本部の設置等

本部長は、県内各地域で災害が発生し、県の地域機関が災害対策に対処する必要があると認めるときは、県災害対策本部に地方本部を設置することができる。

地方本部は、地域振興局単位に設置する。地方本部の設置場所及び所管区域は、「新潟県地域防災計画 資料編 災害応急対策計画」の『1-(7)地方本部の所轄区域』のとおりとする。

地方本部長は、各地域振興局長をもって充て、地方副本部長は各地域振興局企画振興部長をもって充てる。

地方本部に班を置き、各班に班長、副班長及び班員を置く。

各班の班長、副班長及び班員は、地方本部長となる地域振興局長があらかじめ指名する。

地方本部の組織及び分掌事務は、「新潟県地域防災計画 資料編 災害応急対策計画」の『1-(8)地方本部・連絡本部の組織及び分掌事務基準』のとおりとする。

(イ) 現地災害対策本部の設置等

本部長は、津波の被災地における人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

現地本部は、被災地の災害応急対策の実施に適した場所に設置することができる。

現地本部長及び現地本部員は、本部長が指名する。現地本部長は、本部長の指揮を受け、現地本部の事務を掌理し、現地本部員を指揮監督する。

(ウ) 連絡本部の設置等

本部長は、津波災害に関して国及びその関係機関との連絡、情報収集、災害対策用物資の調達等を行うため必要と認めるときは、連絡本部を設置することができる。

連絡本部は、東京事務所及び大阪事務所に設置する。

連絡本部長はそれぞれ東京事務所長及び大阪事務所長をもって充て、連絡副本部長

はそれぞれ東京事務所長又は大阪事務所長を補佐する職にある職員をもって充て、連絡副本部長は連絡本部長を補佐し、連絡本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

連絡本部長は、本部長の指揮を受け、連絡本部の事務を掌理し、連絡本部の職員を指揮監督する。

(2) 県対策本部

ア 県対策本部の設置基準等

(ア) 県対策本部の設置基準

県対策本部の設置基準は次のとおりとする。なお、県対策本部を設置したときは、直ちに、その旨を本庁各課、県の地域振興局、市町村、消防本部、県警察本部、防災関係機関、新潟県防災会議構成機関、隣接県等及び総務省消防庁に連絡するとともに、報道発表する。県対策本部を解散したときも同様とする。

a 新潟県の沿岸地域に大津波警報が発表され、知事が必要と認めたとき

(イ) 県対策本部の解散基準

a 津波災害の発生のおそれが解消したとき

b 災害応急対策がおおむね完了したとき

c その他本部長が必要なしと認めたとき

イ 県対策本部の組織及び編成

県対策本部の組織は、本編のほか、新潟県危機管理方針の定めるところによるものとする。

県対策本部に、本部長、副本部長及び本部員を置き、本部長が副本部長及び本部員を指名するものとする。

ウ 県対策本部の分掌事務

県対策本部の分掌事務は、次のとおりとする。

(ア) 津波による被害情報の収集及び関係部局並びに関係機関への情報提供

(イ) 応急対策の検討、調整及び実施

(ウ) 関係機関との連絡調整

(エ) 報道機関への情報提供

(オ) その他地震・津波対応に必要な事務

エ 本部会議等の開催

県対策本部に本部会議及び本部課長会議を置き、本部長は、災害対策に関する重要事項を協議するため必要があると認めるときは、本部会議又は本部課長会議を招集することができる。

本部会議は本部長、副本部長及び本部員をもって、本部課長会議は危機管理監及び本部長が指定する課の課長をもってそれぞれ構成し、本部会議は本部長が、本部課長会議は危機管理監がそれぞれ主宰する。

(3) 県警戒本部

ア 県警戒本部の設置基準等

(ア) 県警戒本部の設置基準

県警戒本部の設置基準は次のとおりとする。なお、警戒本部を設置したときは、直ちに、報道発表する。県警戒本部を解散したときも同様とする。

- a 新潟県の沿岸地域に津波警報又は津波注意報が発表されたとき
- b 新潟県の地域において、地震により震度5強又は5弱の揺れが観測されたとき
- c 危機管理監又は部長が必要と認めたとき

(イ) 県警戒本部の解散基準

- a 県災害対策本部又は県対策本部が設置されたとき
- b 危機管理監又は部長が、被害が軽微、又は発生しなかったことから、災害応急対策の必要がないと確認したとき
- c その他危機管理監又は部長が必要なしと認めたとき

イ 県警戒本部の組織及び編成

県警戒本部の組織は、本編のほか、新潟県危機管理方針の定めるところによるものとする。

県警戒本部に、本部長、副本部長及び本部員を置き、本部長が副本部長及び本部員を指名するものとする。

ウ 県警戒本部の分掌事務

県警戒本部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (ア) 津波による被害情報の収集及び関係部局並びに関係機関への情報提供
- (イ) 関係機関との連絡調整
- (ウ) 報道機関への情報提供
- (エ) その他地震・津波対応に必要な事務

3 防災関係機関の活動体制

防災関係機関の活動体制については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第1節」の『防災機関の活動体制』を準用する。

4 市町村の活動体制

市町村は、当該市町村の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一的な防災機関として、関係法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、当該市町村内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

(1) 組織及び活動体制

市町村は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害対応に従事する職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておく。

(2) 市町村災害対策本部等の設置の報告等

市町村は、災害対策本部、対策本部又は警戒本部（以下「市町村災害対策本部等」という。）

を設置したときは、直ちにその旨を県に報告するとともに、警察署、消防本部、消防団及び水防団等関係機関に対しても連絡する。また、市町村災害対策本部等を解散したときも、同様とする。

第2節 県及び防災関係機関の配備体制

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 県の責務

(ア) 平日夜間・休日の宿直及び警戒対応

県は、平時から24時間宿日直体制を実施し、災害等発生時に備えるとともに、大規模な災害が発生した場合は、迅速に各部局及び地域機関等に連絡し、必要な職員を配備する。

(イ) 災害発生時の迅速な初動対応の実施

配備体制については、あらかじめ登庁職員を指定することにより、迅速な職員配備を行う。登庁基準及び登庁職員は、「資料編」災害応急対策計画「1(10)津波発生時の登庁基準」のとおりとする。

(2) 被災地及び積雪地域での対応

被災地や降雪期における災害時は、職員本人の被災や交通途絶等により、登庁が困難な状況が予想されることから、庁舎からの距離などを考慮し、登庁職員の指定を行う。また、登庁が不可能若しくは困難な職員は、電話等でその旨を所属長に報告し、その後の指示を受けるものとする。

2 業務の内容

(1) 勤務時間内における対応

ア 県内において震度3を観測した場合

危機対策課は、震度3を観測した市町村等に対し、被害状況等の照会及び取りまとめを行う。

イ 県内沿岸において津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表された場合又は県内において震度4以上を観測した場合

危機対策課は、庁内連絡(本庁)や一斉FAX(地域振興局等)により、関係する所属は直ちに職員を警戒配備につかせるとともに、被害状況の収集、県民生活への影響等の情報収集や、関係機関との災害関連情報の交換並びに必要なに応じ災害危険箇所のパトロール等を実施する。

(2) 勤務時間外における対応

警戒対応について、地震等発生時に迅速な初動対応を行うため、本庁において職員2名(管理職1名 防災局職員1名)が宿日直対応を行う。

ア 県内において震度 3 を観測した場合

宿日直職員は、直ちに危機対策課内において震度 3 の地震を観測した市町村に対し、被害状況の確認を行う。

イ 県内沿岸において津波注意報、津波警報及び大津波警報が発表された場合又は県内において震度 4 以上を観測した場合

宿日直職員等は、速やかに市町村や消防本部、防災関係機関から被害状況等を収集するとともに、各部局連絡指令者及び地域連絡指令者に対し、本庁各部局及び地域機関の配備体制に係る指定職員の配備をするよう連絡する。

配備連絡を受けた各部局連絡指令者及び地域連絡指令者は、各配備指定職員に対し登庁の連絡を行う。

3 防災関係機関の配備体制について

防災関係機関の職員配備体制及びその運用については、それぞれの機関が定める計画による。

第 3 節 防災関係機関の相互協力体制

防災関係機関の相互協力体制については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 3 節」を準用する。

この場合において、「第 3 章第 11 節」とあるのは「第 3 章第 10 節」に、「第 3 章第 13 節」とあるのは「第 3 章第 12 節」に、「第 3 章第 16 節、第 17 節」とあるのは「第 3 章第 15 節、第 16 節」とそれぞれ読み替えるものとする。

第 4 節 災害時の通信確保

災害時の通信確保については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 4 節」を準用する。

第 5 節 被災状況等収集伝達計画

被災状況等収集伝達計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 6 節」を準用する。

第6節 広報計画

広報計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第7節」を準用する。

第7節 津波避難計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 迅速な避難

強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。また、津波警報が発表されたときも、同様とする。

避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。

自ら率先した避難行動を取ることが、他の地域住民の避難を促すことを理解し、迅速に避難する。その際、声掛けをするなどして、避難を促すよう努める。

イ 津波に対する理解

津波は、第一波より第二波、第三波など後続の波が大きくなる可能性があることや、第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、津波が発生後、数時間から場合によっては一日以上にわたって継続する可能性があることを理解するとともに強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性などにも留意し、津波警報、津波注意報が解除されるまでは避難を継続する。

ウ 津波に関する想定及び予測の不確実性

地震及び津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があることや、避難場所・避難所の孤立や避難場所・避難所自体の被災もあり得ることから、津波に関する想定及び予測には不確実性があることを理解する。

エ その他

地震又は津波の被害により孤立した住民を、ヘリコプター又はボートを活用して避難させる。

(2) 要配慮者に対する配慮及び積雪期の対応

要配慮者に対する配慮及び積雪期の対応については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第8節」の『要配慮者に対する配慮』及び『積雪期の対応』を準用する。

2 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸

で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

新潟県の津波予報区



津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 ※	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		

津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1 m < 予想高さ ≤ 3 m)	高い	場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 (高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2 m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置づけている。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波警報等の留意事項

- ア 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- イ 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さを基に、更新する場合がある。
- ウ 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- エ どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。
また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- オ 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

3 津波情報

(1) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、表（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ア 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- イ 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(全ての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ア 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- イ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ウ 沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

エ 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(全ての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(2) 津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

(ア) 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(イ) 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

- (ア) 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- (イ) 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

- (ア) 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- (イ) 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

4 津波予報

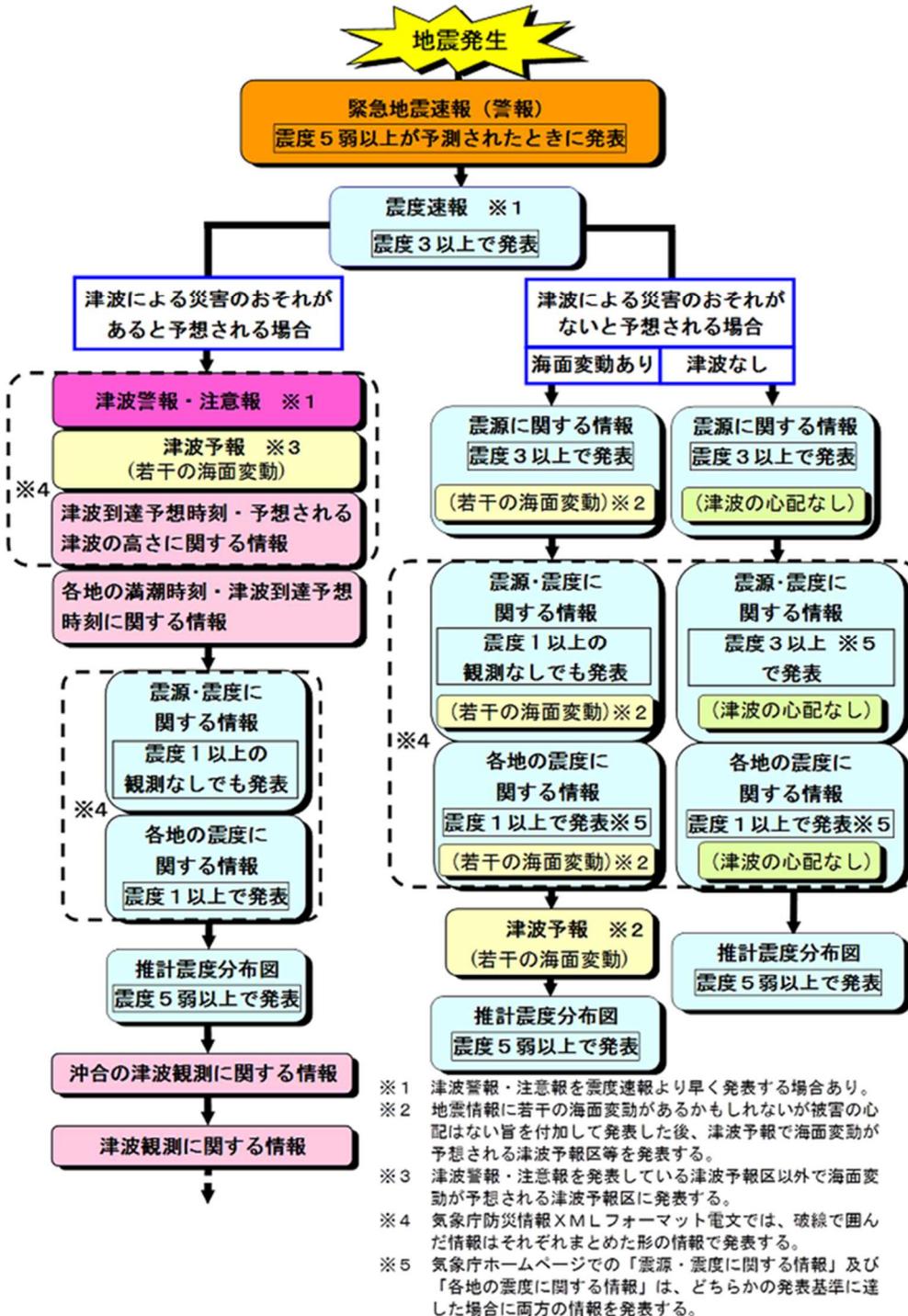
気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準とその内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

5 地震及び津波に関する情報発表の流れ

地震及び津波に関する情報

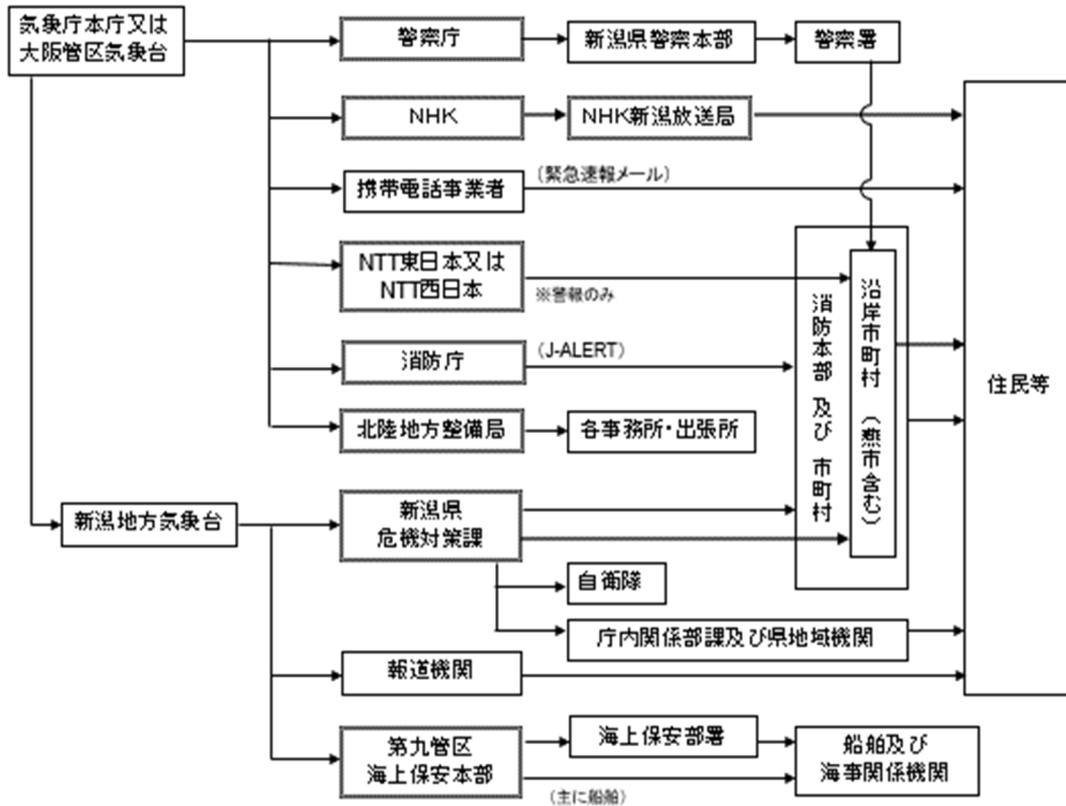


※上記の図は、以下の気象庁ホームページに掲載されています。

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/seisinfo.html>

6 業務の内容

(1) 津波警報等の伝達



※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
 注)二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
 注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

※大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象庁から緊急速報メールを携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

ア 市町村

市町村は、津波警報等の伝達を迅速かつ正確に、住民、観光客等に伝達する。

伝達に際しては、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ（ケーブルテレビを含む。）、有線放送、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、広報車等の多様な情報伝達手段を活用して行うものとする。

イ 県

県は、県防災行政無線その他の方法により、市町村に伝達するほか、防災関係機関に伝達する。伝達に際しては、新潟県地域防災計画風水害対策編第3章第4節気象情報等伝達計画に準じて行うものとする。

また、土砂災害緊急情報及び土砂災害警戒情報の伝達については、新潟県地域防災計画土砂災害対策編第3章第1節を準用する。

ウ その他防災関係機関

その他防災関係機関は、新潟県地域防災計画風水害対策編第3章第4節気象情報等伝達計画に準じて、関係機関等に対して情報伝達を行う。

(2) 避難指示等の実施

ア 市町村

- (ア) 市町村は、地震の規模、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項並びに予報及び警報の伝達方法、避難場所その他の地震が発生した時の円滑な避難を確保するために必要な事項について、公表するよう努めるものとする。
- (イ) 市町村は、地域の特性等を踏まえつつ、避難指示等の意思決定を迅速かつ的確に実施するため、避難指示等の具体的な判断基準を策定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。
- (ウ) 市町村は、地震又は津波が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を津波等から保護し、津波等の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。)に対し、避難のための立退きを指示することができる。このとき、必要があると認めるときは、その立退き先を指示することができる。市町村は、これらの指示を行ったときは、速やかに県に報告するものとする。
- (エ) 市町村は、必要と認める地域の居住者等に対して、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置(以下「緊急安全確保」という。)を指示することができる。市町村は、これらの指示を行ったときは、速やかに県に報告するものとする。
- (オ) 市町村は、避難指示を発令しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し、助言を求めることができる。また、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて専門家等の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。
- (カ) 市町村は、避難の必要がなくなったときは、その旨を公示し、県に報告する。
- (キ) 市町村は、避難指示等の発令に当たっては、居住者等が短時間に認識できる情報量を考慮して定め、伝達例文やひな形を整理するなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。このとき、高齢者や障害者等の避難行動要支援者や一時滞在者に配慮するものとする。
- (ク) 市町村は、避難指示又は緊急安全確保措置を指示しようとするときは、居住者等に対して、市町村防災行政無線(戸別受信機を含む)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ(ケーブルテレビを含む)、有線放送、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ワンセグ、広報車等の多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図るものとする。
- (ケ) 市町村は、地震又は津波が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき

は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(コ) 市町村は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

イ 県

(ア) 県は、地震の規模、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項を、公表するよう努めるものとする。

(イ) 県は、市町村が行う発令基準の策定や見直しを支援するものとする

(ウ) 県は、市町村が行う避難指示又は緊急安全確保の指示に関し、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、積極的に助言する。

(エ) 県は、市町村が実施すべき避難の指示等を実施できなくなった場合、市町村に代わって、避難の指示等を実施するものとする。

ウ その他防災関係機関等

市町村による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村から要求があったとき、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に避難のための立退きを指示することができる。立退き先を指示したときは、直ちに市町村に通知するものとする。

水防管理者は、津波によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示することができる。

指定行政機関〔国土交通省、気象庁等〕の長又は指定地方行政機関の長は、市町村から避難指示又は緊急安全確保を指示しようとする場合に助言を求められたときは、その所掌事務に関して必要な助言をするものとする。

(3) 避難誘導及び救助

ア 市町村

(ア) 市町村は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民や自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、具体的かつ実践的な避難行動に関する計画の策定を推進し、併せて、消防団員等の避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、気象庁が発表する津波の第一波の到達予測時刻までの行動ルール、待避の判断基準も定めるものとする。

(イ) 市町村は、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、気象庁が発表する津波の第一波の到達予測時刻も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行うものとする。

(ウ) 市町村は、津波警報又は津波注意報が発表された場合、若しくは津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに的確な避難指示等を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。その際、対象者にもれなく実施し、避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい伝達及び避難誘導に心がけるものとするほか、配慮に当たっては、新潟県地域防災計画震災対策編第3章第8節住民等避難計画に定めるところによる。

イ 県

- (ア) 県は、市町村が策定すべき津波避難計画に係る指針を策定する。
- (イ) 県は、市町村における津波避難計画策定及び避難訓練の実施を支援する。

(4) 避難所の確保

ア 市町村

- (ア) 市町村は、発災時に必要に応じて、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- (イ) 市町村は、避難所の開設が必要な場合、市町村地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、避難所を開設する。
- (ウ) 市町村は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置し、維持することの適否を検討するものとする。

イ 県

県は、市町村からの報告により、避難所の開設状況を把握するとともに、必要に応じて支援及び調整を行う。

(5) 避難所相互の移送

市町村は、避難場所から避難所・福祉避難所等に移送するときのルール化及びその移送方法を検討する。

(6) 広域避難対策

ア 市町村

市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等により、当該市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該受入れに係る協議を求める。

イ 県

- (ア) 県は、市町村からの協議の要請があった場合、他の都道府県と被災者の受入れ等に関する協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。
- (イ) 県は、市町村から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる自治体及び当該自治体における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言を行うものとする。

(7) 帰宅困難者対策

県及び市町村は、津波等の災害により交通が途絶したときは、帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、必要な帰宅困難者対策に努める。

(8) 津波に係る現場情報

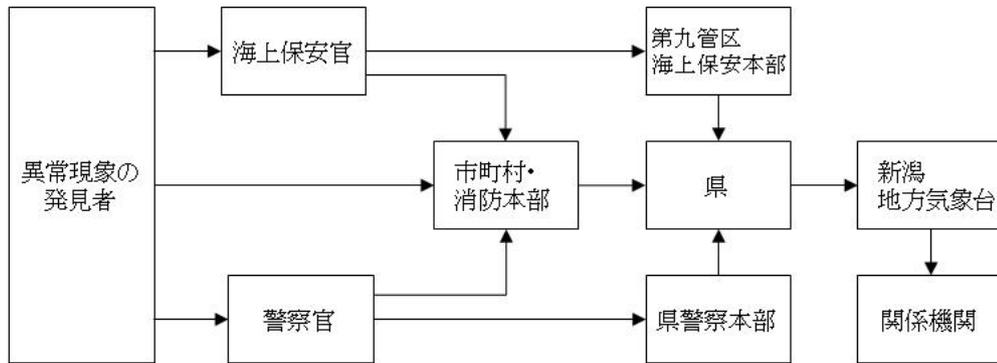
異常潮位又は異常波浪の発見者は、直ちに、市町村、消防本部、警察官又は海上保安官に

通報する。

この場合、市町村及び消防本部が受けたときは県に、警察官及び海上保安官が受けたときは市町村を経由して県に、速やかに通報する。

県は、速やかに新潟地方気象台に通報する。

異常現象発見者の通報系統図



第8節 避難所運営計画

避難所運営計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第9節」を準用する。

第9節 避難所外避難者の支援計画

避難所外避難者の支援計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第10節」を準用する。

第10節 自衛隊の災害派遣計画

自衛隊の災害派遣計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第11節」を準用する。

第11節 輸送計画

輸送計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第12節」を準用する。

なお、佐渡島及び粟島（以下「離島」という。）並びに浸水等により孤立した地域等については、船舶、ヘリコプター又は航空機等を利用した輸送を行う。

第 1 2 節 警備・保安及び交通規制計画

警備・保安及び交通規制計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 13 節」を準用する。

第 1 3 節 海上における災害応急対策

海上における災害応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 14 節」を準用する。

第 1 4 節 災害時の空港運用及び航空管制

災害時の空港運用及び航空管制については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 15 節」を準用する。

第 1 5 節 消火活動計画

消火活動計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 16 節」を準用する。

第 1 6 節 救急・救助活動計画

救急・救助活動計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 17 節」を準用する。

第 17 節 水防活動計画

1 計画の方針

津波又は地震により、堤防、護岸、水門、樋管など、河川、海岸又はため池等の施設に被害が生じ、又は生じるおそれがあるときで、水防活動を行う必要がある場合、市町村（水防管理団体）及び県は必要な措置をとるものとする。

このとき、水防活動に従事する者の避難時間の確保など、安全を確保した上で、避難誘導及び水防活動を実施しなければならない。

2 業務の内容

津波に対する水防活動については、水防計画の定めるところによる。

3 水防警報及び水防情報の提供を行う河川

水防警報及び水防情報の提供を行う河川については、水防計画の定めるところによる。

第 18 節 医療救護活動計画

医療救護活動計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 18 節」を準用する。

第 19 節 防疫及び保健衛生計画

防疫及び保健衛生計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 19 節」を準用する。

第 20 節 こころのケア対策計画

こころのケア対策計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 20 節」を準用する。

第 21 節 児童生徒等に対するこころのケア対策計画

児童生徒等に対するこころのケア対策計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 21 節」を準用する。

第 2 2 節 廃棄物の処理計画

廃棄物の処理計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 22 節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 22 節」中「地震発生」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

第 2 3 節 トイレ対策計画

トイレ対策計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 23 節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 23 節」中「地震発生」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

第 2 4 節 入浴対策計画

入浴対策計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 24 節」を準用する。

第 2 5 節 食料・生活必需品等供給計画

食料・生活必需品等供給計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 25 節」を準用する。

なお、離島及び浸水等により孤立した地域等については、船舶、ヘリコプター又は航空機等を輸送手段として利用し、必要な食料、飲料水、生活必需品等その他物資等の供給を行う。

第 2 6 節 要配慮者の応急対策

要配慮者の応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 26 節」を準用する。

第 27 節 建物の応急危険度判定計画

建物の応急危険度判定計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 27 節」を準用する。

第 28 節 宅地等の応急危険度判定計画

宅地等の応急危険度判定計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 28 節」を準用する。

第 29 節 学校における応急対策

学校における応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 29 節」を準用する。

第 30 節 文化財応急対策

文化財応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 30 節文化財応急対策」を準用する。

第 31 節 障害物の処理計画

障害物の処理計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 31 節」を準用する。

第 32 節 遺体等の捜索・処理・埋葬計画

遺体等の捜索・処理・埋葬計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 32 節」を準用する。

第 3 3 節 愛玩動物の保護対策

愛玩動物の保護対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 33 節」を準用する。

第 3 4 節 災害時の放送

災害時の放送については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 34 節」を準用する。

第 3 5 節 公衆通信の確保

公衆通信の確保については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 35 節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 35 節」中「地震災害」とあるのは「地震又は津波災害」と読み替えるものとする。

第 3 6 節 電力供給応急対策

電力等供給応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 36 節」を準用する。

第 3 7 節 ガスの安全、供給対策

ガスの安全、供給対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 37 節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 37 節」中「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき」と読み替えるものとする。

第 3 8 節 給水・上水道施設応急対策

給水・上水道施設応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 38 節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 38 節」中「震災時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき」と、「地震」とあるのは「地震又は津波」とそれぞれ読み替えるものとする。

第 3 9 節 下水道等施設応急対策

下水道等施設応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 39 節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 39 節」中「地震」とあるのは「地震又は津波」と、「地震発生」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

第 4 0 節 工業用水道施設応急対策

工業用水道施設応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 40 節」を準用する。

第 4 1 節 危険物等施設応急対策

危険物等施設応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 41 節」を準用する。

第 4 2 節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策

道路・橋梁・トンネル等の応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 42 節」を準用する。

第43節 港湾・漁港施設の応急対策

港湾・漁港施設の応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第43節」を準用する。

第44節 空港の応急対策

空港の応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第44節」を準用する。

第45節 鉄道事業者の応急対策

鉄道事業者の応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第45節」を準用する。

第46節 治山・砂防施設等の応急対策

治山・砂防施設等の応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第46節」を準用する。

第47節 河川・海岸施設の応急対策

河川・海岸施設の応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第47節」を準用する。

第48節 農地・農業用施設等の応急対策

農地・農業用施設等の応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第48節」を準用する。ただし、津波発生時において点検及び報告する施設は、津波浸水区域内の施設等を対象とする。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第48節」中「地震発生直後の地震情報」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時の気象情報」と読み替えるものとする。

第49節 農林水産業応急対策

農林水産業応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第49節」を準用する。

第50節 商工業応急対策

商工業応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第50節」を準用する。

第51節 応急住宅対策

応急住宅対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第51節」を準用する。

ただし、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第51節」中、4業務の内容(6)住宅建設資材のあっせんの項においては次表のとおりとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(6) 住宅資機材のあっせん

実施主体	対応	協力依頼先
県	新潟木材組合連合会と協議し、被災地の近隣製材工場に対し製材品の供給要請を行う。 また、原木の在庫備蓄量の把握を行うとともに、新潟県森林組合連合会及び木材輸入商社・卸に対して木材の供給要請を行うほか、必要により隣接県に対して木材及び製材品の供給あっせん要請を行う。 応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合は、必要に応じて、非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。）を通じて、又は資機材関係省庁（防災基本計画第3編第2章に定める「資機材関係省庁」をいう。）	新潟木材組合連合会 新潟県森林組合連合会 木材輸入商社・卸 隣接県 非常本部等 資機材関係省庁

第52節 ボランティアの受入れ計画

ボランティアの受入れ計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第52節」を準用する。

第53節 義援金の受入れ・配分計画

義援金の受入れ・配分計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第53節」を準用する。

第54節 義援物資対策

義援物資対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第54節」を準用する。

第55節 災害救助法による救助

災害救助法による救助については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第55節」を準用する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化対策

民生安定化対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第4章第1節」を準用する。

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

融資・貸付その他資金等による支援計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第4章第2節」を準用する。

第3節 公共施設等災害復旧対策

公共施設等災害復旧対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第4章第3節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第4章第3節」中「地震」とあるのは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第4節 災害復興対策

災害復興対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第4章第4節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第4章第4節」中「避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等」とあるのは「浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段等の避難関連施設を都市計画と連携して計画的に整備すること等」と読み替える。

また、次に掲げる事項を『4防災まちづくり』に加える。

県及び市町村は、津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行う。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用制限や建築制限等を行うことについても検討する。

新潟県地域防災計画 津波災害対策編
(令和5年3月修正)

編集発行 新潟県防災会議

(事務局 新潟県防災局防災企画課)

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

電話：025(282)1608 (直通)
